

令和5年第3回(6月)佐渡市議会定例会会議録(第3号)

令和5年6月15日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和5年6月15日(木)午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 議案第66号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(20名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
8番	室岡啓史君	9番	広瀬大海君
10番	上杉育子君	11番	稲辺茂樹君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	坂下善英君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	佐藤孝君
20番	駒形信雄君	21番	近藤和義君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	香遠正浩君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	金子聡君	社会福祉部長	吉川明君
地域振興部長	祝雅之君	農林水産部長	本間賢一郎君
観光振興部長	岩崎洋昭君	建設部長	佐々木雅彦君
教育次長	鈴木健一郎君	教育次長(兼教育総務課長)	磯部伸浩君

両津病院 管理部長	倉内学君	監査委員	山田伸之君
監査委員 事務局次長	梅本五輪生君		

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

令和5年第3回（6月）定例会 一般質問通告表（6月15日）

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>1 渡辺市政の自己評価及び次期市長選について</p> <p>(1) 6つの柱の公約等、これまでの市政自己評価について</p> <p>(2) 次期市長選への姿勢</p> <p>2 一般社団法人佐渡観光交流機構（DMO）について</p> <p>(1) 監査による令和4年度財政援助団体等監査結果では、負担金や会計処理などで佐渡観光交流機構や市は、要綱、規程に反する処理を行っていたことが指摘されている。これは、同時期に市主導で立ち上げた佐渡文化財団の補助金不適正事案と酷似しているし、過去の教訓から出された「佐渡市補助金等交付規準の制定について（H29通知）」にも反している。また、令和3年度だけでなく、立ち上げ時から同様な事が起きていたのではないかと</p> <p>(2) 「算定根拠資料等」もなく、必要な書類提出もないまま多額の予算支出を行ったことは、行政としてはあるまじき行為ではないかと</p> <p>(3) 監査指摘にどう対処するのか</p> <p>(4) そもそも、佐渡観光交流機構と市行政の在り方は、どのようなものか</p> <p>3 第9期介護保険事業計画について</p> <p>(1) 来年度に向けて、第9期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画は市民の生の声を反映させたものとなっているのか</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムは、どこまで進んだのか。物価高騰等の中、介護手当の見直しは必要ではないかと</p> <p>(3) 老人福祉施設「つくし」の短期入所廃止に市はどう関わっているのか</p> <p>4 今年度組織編成した財務部、秘書広報課等の組織の在り方について</p> <p>(1) 人口5万人を切る自治体状況だが、新たな部署に期待する役割は何か</p> <p>(2) 平成29年地方自治法改正で市民に信頼される行政のための内部統制方針策定等の必要な体制整備が求められ、ガイドライン等では、「地方公共団体における内部統制の4つの目的及び6つの基本的要素」として、「4つの目的：①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全」、「6つの基本的要素：①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応」、「長のリーダーシップを適切に発揮できる部局が担当すべき」と期待されているが、内部統制につながる組織体制なのか</p> <p>(3) 本会議答弁で、行政における面談記録は必要なものと答弁していたにもかかわらず、先の2月定例会で総務部長は、面談記録がないことを明らかにしたが、近代的組織としては、面談記録は不可欠ではないのか。また、人口減少・高齢化の中、市職員や議員が地区の市政事務嘱託員等を行うことについて</p>	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>ての方針は</p> <p>5 特別交付税を活用した航路活性化策について</p> <p>特別交付税を活用し、小木―直江津航路の市民の利用促進などにつなげるべき</p>	中 川 直 美
6	<p>◎ 新型コロナウイルスが5類移行になったとはいえ、医療や福祉の体制の抜本的強化が必要である。さらに物価高騰が続き、暮らしも仕事も大変な市民はたくさんいる。佐渡市政が市民・地域の声をよく聞き、安心・安全な暮らし・福祉（社会保障）を充実させることに積極的に取り組まなければならない</p> <p>1 公（市）営住宅の充実について</p> <p>(1) 公営住宅の家賃減免制度の状況、減免制度の認識と周知徹底について</p> <p>(2) 公営住宅に入居する際の条件としている連帯保証人を免除する（国土交通省より）ことについて（市立病院も入院の際の保証人はなしにする）</p> <p>2 子育て支援について</p> <p>(1) 就学援助制度の充実について</p> <p>① 就学援助制度の認識、受給状況と制度の周知徹底について</p> <p>② 生活保護基準に基づく適用基準1.3倍から適用基準を引き上げることに ついて</p> <p>(2) 学校給食費の無償化の開始について</p> <p>学校給食費の無償化の開始日程について</p> <p>3 認知症・うつ病予防の補聴器購入費助成制度について</p> <p>(1) 実施状況について（令和4年度当初予算から補正予算後）</p> <p>(2) 助成制度の周知徹底と今後の継続事業としての対応について</p> <p>4 生活保護の申請は国民の権利（厚生労働省より）について</p> <p>(1) 生活保護受給者、世帯数の状況（令和元年度から現在）について</p> <p>(2) 生活保護制度（憲法で保障された市民の生活を守る制度）の認識と周知徹底について</p>	中 村 良 夫
7	<p>◎ 人が人らしく生きられる佐渡を子どもたちに喜んで渡すために質問をする</p> <p>1 子どもが子どもらしく大切にされる佐渡にするために</p> <p>(1) 子どもの権利条約が1994年に日本国内でも発効されて以来、国の姿勢はこの条約の周知に積極的には見えないが、佐渡市は、あらゆる部署の職員を対象として、子どもの権利条約にのっとった子どもの権利を周知する研修を行っているか。この研修を徹底し、子どもに関する現場の取組を全て、子どもの権利を重視した政策に照らしてチェックし、方向転換させるべきと考えるが、どうか</p>	荒 井 眞 理

順	質 問 事 項	質 問 者
7	<p>(2) 子どもの人権の主体である佐渡の子どもたち自身は、子どもの人権を学んでいるか。毎年開催されている佐渡人権展を高く評価するが、その中の子どもの人権コーナーでは必ず子どもの権利条約を子どもたち自身にも分かりやすく紹介すべきではないか</p> <p>(3) 今と未来への佐渡のまちづくりに県内の「つばめ若者会議」を手本にしつつ、子どもや若者が自由に本音を出し、将来にわたって自主的に佐渡のまちづくりに参加できる場を創設してはどうか</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症禍にあつて、貸し付けられた緊急小口資金や生活総合支援金の償還期限を迎えるに当たり、住民税非課税世帯に限らず、子育て世帯に対しても、貯金や家計に余裕がなくても子どもにしわ寄せがいかないように温かく配慮し、佐渡市独自の返済免除枠を設けてはどうか</p> <p>2 自然を大事にした街路樹などの役割と管理について</p> <p>(1) 街路樹などの役割は何であると考えているか</p> <p>(2) 佐渡市の敷地内の街路樹などの管理基準はあるか。伐採する時の基準はどのように定められているか</p> <p>(3) 伐採後の植樹計画はどのように決められ、実施されているか。その予算はどこに担保されているか</p> <p>(4) 今年2月に佐和田行政サービスセンター横の旧佐和田体育館敷地内の松並木が急に20本以上伐採された理由は何か。この松並木は、佐和田地区の歴史的風景であり、また市長の重要政策でもある子育て拠点エリアにとっても様々な恩恵があり重要ではないのか。殺風景になったことに驚いている住民は大勢おり、納得のいく説明を求める</p> <p>3 女性労働者の低賃金や不安定雇用といった差別雇用解消について</p> <p>(1) 女性版骨太方針2022に基づく佐渡市職員の男女の賃金の差異の情報について</p> <p>① この情報の公表は初めてのこととなるが、6月末までの発表の準備はできているか</p> <p>② 公表の内容、方法はどのように予定しているか。数字の列記にとどめず、それらの分析、特徴、課題などのコメントも付けるべきと考えるが、どうか</p> <p>(2) 非正規である会計年度任用職員制度の問題について</p> <p>① 佐渡市職員のうち、有資格者で高い専門性を持ちつつ正規職員と同様に恒常的に働いている会計年度任用職員は何人いるか。また、それはどの職種に多くいるか。その内の女性労働者は何%か。男女の割合が偏っていないか</p>	荒井眞理

順	質 問 事 項	質 問 者
7	<p>いか</p> <p>② これらの女性労働者のうち、何人が主たる家計維持者か</p> <p>③ なぜそれらの女性労働者を正規雇用に転換せずにいるのか</p> <p>④ 経験、知識、人間力を求められるような資格を持った高度な専門職にもかかわらず、会計年度任用職員として不安定雇用となっている労働者は何人いるか。これらの雇用は正規雇用に転換すべきではないか</p> <p>4 原発回帰へのGX（グリーントランスフォーメーション）基本方針と佐渡の安全について</p> <p>(1) 今年2月10日に閣議決定されたGX基本方針は、エネルギー安全保障のためとされ、脱炭素電源として事実上の原発回帰も組み込まれている。一方、世界は原発の建設コスト高の上、再エネ、省エネの選択肢がある中、経済的合理性がないとして原発から手を引いているのが大きな流れだ。日本と世界が真逆の方向に向かう中、佐渡の立ち位置として対岸の柏崎刈羽原発の再稼働をも推進するGX基本方針に賛成できるか</p> <p>(2) 柏崎刈羽原発から30キロ圏内の自治体の避難計画において、佐渡は避難先とされているか</p>	<p>荒 井 眞 理</p>

午前10時00分 開議

○議長（近藤和義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで傍聴の方に申し上げます。佐渡市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は常に静粛にすることと定められておりますので、やじ等は厳に慎まれるようお願いをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（近藤和義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをいたします。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） おはようございます。日本共産党市議団の中川直美でございます。

コロナ禍が大分明けの方向に向かったのかなと思ったら、物価高騰で賃金や年金は実質下がっている。稲作農家からは、カップ麺が上がるのに米価は全然ではないかと、こんな悲鳴の声が上がっております。こういったときだからこそ、市民の税金を使う市政においても使い道が十分重視されなければならない、まずそのことを申し上げたいと思います。

そして今、国政では解散総選挙含みの情勢でございます。国会では、5年間で43兆円の大軍拡を進める軍拡財源法案、原発を今後とも使っていく原発推進等5法案、移民、難民の人権を脅かす出入国管理法案、そして連日テレビでも報道されておりますが、健康保険証を廃してマイナンバーを強制するマイナンバー法案などが数の力で次々に強行されようとしているところでございます。5年間に43兆円もの大軍拡の軍拡財源法案では、福島原発事故から復興を進める復興特別税の軍事費への転用には怒りの声が上がっておりますし、財布は1つでありますから、地方自治体に対する財源も厳しくなることは言うまでもありません。多くの国民は、このような大軍拡と国民に負担を押しつける政治ではなく、戦争をさせないための外交努力を強めることや、政治の責任の充実で安心して結婚し、子供を産み育てることのできる国、消費税の減税、不公平税制の見直しなどで暮らしや営業は守られ、人間らしく暮らせる社会をつくるための政治に責任を果たしてほしい、これが多くの国民の声であるということを強く述べて、一般質問に入ります。

一般質問に入る前にもう一点ですが、二元代表制の議会、議員の本分は、市政の批判と監視の府でなければなりません。そういった点では、予算などを厳しくチェックすることで市民に信頼される市政をつくっていく、このことが議員に求められているものであります。そういう点で、以下5つの問題について質問いたします。

1番目、渡辺市政の自己評価及び次期市長選挙についてであります。市長就任以降、来年4月には市長選挙という時期になりましたが、この間の6つの公約、そして次期市長選挙への考えをお伺いしたいと思います。

2番目には、一般社団法人佐渡観光交流機構についてであります。一言で言えば、監査報告で大変厳しい指摘がされております。観光DMOといいますが、これは佐渡市が地域再生計画の中で文化財団と同時

期に立ち上げたもので、当時は文化財団も市の予算の使い道が大問題とされているさなかに、ずっとここまで分からずに来て、今回監査が調べたらあったというものです。とんでもない中身ですが、その中身についてお答え願いたい。通告しているとおりです。

3番目には、今国では子育てということが大変重視され騒がれていますが、高齢者の問題も重要であります。来年は第9期の介護保険事業計画の策定であります。現在策定に向けて鋭意努力をしている最中ありますから、市民の声を反映させた、実態に合ったものになっているのか。そして、地域包括ケアシステム、どこまで進んでいるのか。また、物価高騰の中、介護手当などの見直しが必要ではないのか、お尋ねをしたい。また今後、来年の介護報酬の改定を占うかごとく、老人福祉施設つくしの短期入所の廃止が行われますし、今回議案では、地域密着型のものも提案されています。つくしの短期入所廃止に市がどう関わったのか、お尋ねをしたいということでもあります。

大きな4番目は、今年度、新たな組織が出来上がりました。財務部、秘書広報課等の組織の在り方についてお答えいただきたい。今朝見ましたら、佐渡市の人口は5万人ではなくて4万9,977人かな、5万人を切った組織であります。この財務部、あるいは秘書広報課など、組織としてはあまり大きくない組織であります。どのようなことを期待しているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

そして、とりわけ私が思うのは、平成29年度の地方自治法改正で内部統制の重要性が大きくなった。とりわけ内部統制ということになると、一言で言えば、市民から預かった予算をどう使うのかということに尽きる面もあります。そういう意味で、私は財務部をつくったのかなというふうに思っていますが、お尋ねしたい。

同じものの3点目は、面談記録の問題です。以前、令和3年に面談記録はやっぱり近代組織としては必要ではないかという疑問を行いました。本会議答弁は必要なのでやらせませうというふうにも言ったにもかかわらず、さきの2月定例会で総務部長は面談記録がないという答弁でございました。委員会よりも何よりも、本会議答弁というものは極めて重いものでありまして、そういう意味ではどうなのか。また、昨日も議論になりましたが、人口減少、高齢化の中で、市の職員や議員や地区の嘱託員、昨日あったことであろうと、呼び方いろいろありますが、集落の区長であるとか、総代とかについての市の考えはどうなのかお尋ねをしたいと思います。

5番目には、航路の問題でございます。昨日も航路の問題いろいろありましたが、こがね丸導入に伴って総額11億円の支援をしました。これは特別交付税で返ってくるから、5,000万円余りの負担で済むというのが見解です。ですから、国に特別交付税をもって、離島航路の支援をしっかりとってもらうという意味でも、特別交付税を活用して、小木一直江津航路の市民の利用促進につなげる方策を取ったらどうかということでございます。

以上、簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、中川議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、私の自己評価と次期市長選についてでございます。選挙公約で掲げた6本の柱、それぞれ

課題を把握しながら取り組んでおるところでございますし、全体像としては一定の効果が現れているというふうに私自身は認識しております。特に人口減少対策、これやはり私自身、ただの移住ではなくて、若者が起業を含めた中で佐渡で挑戦できる仕組み、それをチャレンジしていきたい。その中で、働くことと暮らすことをワンセットで提供していく、これが佐渡、離島の移住定住の重要な点だという認識の下で仕事を進めさせていただいたところでございます。もちろん起業のほうも増えておりますし、今これから上場を狙う企業も幾つか今あるということで、チャレンジしているということで、非常にチャレンジの島ということでも明確になっているところでございます。そういう点も含めながら、UIターン者数は令和2年から3年連続で年間500人以上にしておりますし、去年は600人を超える移住者となっております。

また、子育て支援策でございます。これは、やはり多子世帯出産成長祝金制度等取り組みながら、妊娠、出産を希望する方を応援してまいります。また、健康寿命日本一、ここににつきましてはコロナの影響でなかなか高齢者の方々がどんどん地域に出ていくことができなかつたのですが、ようやく2類から5類に変わった今、健幸ポイント事業も含めながら、先般の1000人ラジオ体操もそうですが、いろいろなプロジェクトが動き始めているということで、これも官民合わせて大きく動き始めていく一つのスタートだというふうに考えておるところでございます。

また、市民生活の安全安心という点では、やはりこれも国への要望を続けた結果、これ国の直轄事業という形で、離島では本当になかなかないのですが、国土交通省が佐渡に出張所をつくって事業を直接行う両津港の耐震化事業、県も併せて行われるところでありますが、これも実現できたところでございます。将来的に安全安心な島、医療の問題も、少しずつではございますが、新規で開業する医師も出てきておりますし、新潟県と連携しながら、医師の確保、取り組んでおるところでございますので、安全安心含めて少しずつということで、今、成果が見えているというふうに考えております。

また一方で、SDGs未来都市、脱炭素先行地域、これはやはり佐渡のこれからの持続可能性を高める上での大きな方針を市民の皆様と一緒に、国からの認定という形でお示しできたというものになります。これ環境の島づくりと併せまして、経済を循環させていく。大きな資金がこれから長期にわたって佐渡に投入されてくるわけでございます。こういう大きなモデルを離島でしっかりと生かしながら、今後も国、県と連携をしながら佐渡の持続可能性を高めていく、活性化を高めていく仕事に取り組んでまいりたいと考えております。

市長選の話でございます。ただいま現在、この世界文化遺産登録を含めて、この秋、今年の脱炭素先行地域の事業もそうです。観光もこの世界遺産に向けて新たな受入体制、地域づくりと観光をもう少ししっかりつなげていく、そういう点も含めながら、今、台湾の交流プロジェクトも含めまして、秋に向けて大きな仕事が今あるわけでございます。今まずそこに邁進しながら、将来にわたって市民の皆様にも効果的な、そして役立つ政策、これが今の秋、これから挑戦だと思っておりますので、それに向かって取り組んでいくことが最優先だと思っております。まずそこに全力を尽くしてまいります。

続きまして、一般社団法人佐渡観光交流機構についてでございます。これにつきまして、私自身も監査の指摘を受けた後、私自身、総合政策課としておりましたが、その中身までは今まで分かっていなかったということもございますので、本当にこの佐渡市補助金交付規則等を含めながら支出を行うべきであったという認識をしておるところでございます。また、負担金という在り方の問題もやはりそこにはあるの

だろうというふうを考えております。そういう点からも、監査委員からの御指摘を踏まえまして、より適切な負担金の支出が行えるよう、佐渡観光交流機構負担金交付要綱、本年3月30日付で新たに設置をさせていただいたところでございます。また、予算の支出につきまして、佐渡市が予算を編成する段階、ここで通常は審査ということが必要になるのですが、これにつきましてやはり負担金の性格もございしますが、国の補助事業の詳細、この時点で明らかになっていない。そして、人件費、これにつきましても11月現在ではまだはっきり見えていない。そういう点も踏まえながら、前年度の観光交流機構自体は、その中でしっかりと監査、決算を行っているわけでございますので、事業実績自体ははっきり見えておりますので、その事業実績の中で判断をしていたということだというふうを考えております。ただ、いずれにいたしましても、この決算では全く足りないというふうに私も認識しておりますので、佐渡市側において十分な精査ができていなかったという側面もあるというふうを考えております。

監査委員から御指摘を受けて、現在庁内に調査チームを立ち上げております。令和3年度、令和4年度、全ての補助金、委託費の検証を今行っております。その結果につきましては、当然議会にも御報告をさせていただきまし、その結果に基づいて、DMOの在り方については再度検討、再度DMOの役割分担を明確にし、市の負担をもっと明確にしていきたいと考えておるところでございます。

市と佐渡観光交流機構の在り方でございます。私自身は、既に観光交流機構とはいろいろな議論しております。まず1つが観光地域づくりをしっかりとやってほしい。その中で、観光交流機構がビジネスとしてなるものを積極的に執り行ってほしいのが1点です。そして、今、観光案内窓口等の業務、この業務をお願いしたいというのが2点です。そしてもう一つは、今数も多くなっております、佐渡市の観光戦略全体を市とDMOと考えてつくっていく。この3チームを今のDMOの中で明確に分けて、その分けたことの予算ということで考えてもらえないかというふうに議論しておるところでございます。一定程度その方向で進めてまいりたいとは考えておりますが、今、当然DMO並行して動いているわけでございますので、課題も整理しながら、先ほどの調査チームの話もまとめながら、最終的にまた決めて、委員会のほうに御説明してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、第9期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画でございます。今後示される国の指針に基づき、昨年度実施した高齢者実態調査、この意見を取り入れながら、高齢者等福祉保健審議会において事業計画を議論してまいります。地域包括ケアにつきましては、認知症施策、医療、介護、福祉の連携、総合福祉相談支援センター設置による相談体制の強化などが、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備になると考え、取り組んでおるところでございます。また、介護手当の見直しでございますが、高齢者実態調査などの意見を参考として、福祉サービス全体の枠の中で、高齢者等福祉保健審議会について必要なサービスを協議してまいります。

老人福祉施設福祉つくりの短期入所の事業廃止の問題でございます。これ事業を運営する佐渡市社会福祉協議会、この経営改善策として、法人の判断により廃止を決定したものでございます。現在の利用者につきましては、他の福祉施設へのサービス移行が可能であるというふうに我々としても確認をしておるところでございます。しかしながら、保険者である市といたしましては、利用者、家族に十分な説明をするように指導しておるところでございます。

続きまして、組織の在り方でございます。まず、新たな部署に期待する役割でございますが、やはり財

務部につきましては、昨今の地方交付税の減少、また公共施設の適正管理も含めて、安定した持続可能な財政運営のために、独立した部署として歳入歳出の改革を進めていく、そういう視点でございます。秘書広報課につきましては企画部に配置し、国、県の政策の方向性を迅速かつ的確に把握しながら、総合政策課と連携し、政策の立案、各部署への伝達、これにスピード感を持って進めてまいりたいと考えております。また、特に広報の問題が大きな課題だと私は認識しております。佐渡市の情報発信能力、これを秘書業務と広報業務を合わせることにして、私と直結にする形で情報発信能力を観光も、島民に向けてもということになりますが、取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

内部統制の問題でございますが、実は部制にしたのは、人数よりも、やはり内部統制も含めた中で、スムーズな形で管理職が現場を含めて管理できる仕組みということで、私自身の大きな考え方の一つでございます。これは部長がしっかりと全体政策、議会対策を行う中で、各課長は前課制のときよりもっと現場の仕事、そして課の内部の管理、それを行っていく。課制を2つに分けたというイメージでございます。課制に部長を乗せたイメージでは全くございません。課制を2つに分けて、政策、議会、佐渡市の全体政策、それと現場の課、それをしっかりと取り組むと、それが今回の部制の私の狙いでございます。そういう点から、内部統制につきましても、課長を中心にしっかりと共有して管理をしていくというふうを考えておるところでございます。

面談記録です。いわゆる基本的には必要であるというふうに考えておりますが、これ面談内容によってもかなり大きな差異が生じるわけでございまして、本当に連絡程度のものもあれば、議論のものもあるわけでございます。そこをしっかりと対応を考えながら、またいつまで残すかの問題もあるわけでございますので、面談記録というのは基本的にはメモ的なもの、それを情報共有するものという認識をしておりますので、それを残しながら情報共有した時点でそれを廃棄することも十分あるというふうに思います。いずれにいたしましても面談記録は、その内容によって大きく差異が出るものだと思っておりますが、原則要るかと言われれば、取るべきだというふうに考えてございます。

次に、市政事務嘱託員や集落の役員などを市職員や議員が行うことでございますが、佐渡市議会議員の皆様におきましても、政治倫理条例に関する指針におきましては、市政事務嘱託員などはならないというふうにされております。市の職員につきましても、やはり必要な手続は当然でございますが、今地域がなかなか、地域コミュニティーの問題も多々ございますが、厳しい中でございます。そういう点で、しっかりと手続を踏んだ上で地域の一員として貢献することは問題ないというふうに考えております。

最後に、特別交付税を活用した小木一直江津航路への行政支援についてでございます。小木一直江津航路の行政支援では、特別交付税に関する省令により、離島航路等の維持に要する経費として措置されることになっております。そのために、例えば運賃割引とかそういう行政支援では、この特別交付税は対象にならない。どちらかという赤字支援という形での制度設計であるというふうに考えております。そういう点から、この特別交付税につきましては、やはり赤字支援等が必要なときに行うということが原則だというふうに考えています。この行政支援、また国の補助航路を受けても、現状また航路収支、まだジェットfoilよりも黒字を見込んでおるということでございますが、赤字が見込まれることから、航路の利用促進を図っていくというのは、これは新潟県、上越市を含めながら、しっかりと取り組んでまいりたいです。佐渡汽船も当然ですが、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） まず、どこからいきましょうか。時間がないので、みんな時間切れを期待しているようなので。

では、資料配ってある面談記録、私は分からないものですが、今はやりのチャットGPTというのに聞いてみた。こんなふうに出てきました。先ほど市長が答弁しましたが、私は今度怒ったというか、指摘したいのは、面談記録が必要だと言って、市長が言うように総務文教常任委員会でやったのは、別に個人情報があっても出せとかって言ったのではない。総務部だけでいいから、業者との関係で重要なAランクというか、Aランク、Bランクって分からないけれども、例えばAランクのものが幾つある、Bランクが幾つあるかって言ったら、それもないという、全くないという答弁。市長は、令和3年3月のときの答弁で、電話の面談記録は絶対に要ります、そこまで言っている。そういう意味で言うと、中身に踏み込もうという話ではなくて、とにかく面談記録はやっぱ要る。チャットGPTによると、市民との信頼関係において常識だというふうになっているわけだ。総務部長が悪いのですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

市長が申しましたとおり、面談記録は当然必要であるということではございます。実際に2月のときの委員会の中では、実際にそういった形で出せるものがないということで発言をさせていただきました。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私当時は、企業連携いろいろなものもあると、ほかから見たときに変なふうに疑われてもよろしくないからと事例も挙げながらやっていた。あなた方がないというのは、これ問題ではないですか。近代的な組織と私言えないと思うのです。あとき総務文教常任委員会で聞いたのは、中身を出せというのではない。さっき言ったような、いろいろなものの電話もあるだろう、これもあるだろう、面談記録がないと、後々問題が起きる。チャットGPTによりますと、面談記録は透明性、責任追及、情報共有、意思決定などの根拠となる重要な文書ですと。先ほど市長は情報発信においてもという言い方もされた。面談記録は今後どうするのですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

面談記録につきましては、市長も申しましたけれども、当然必要であるという認識でございます。ただ、全てのものが必ず必要で、それがずっと保存されているかというところにつきましては、その都度面談の内容によって異なることかと思いますので、当然必要であるという認識ではございますが、全てがその後必要になるかというところでは、全部が必要ということではないというふうに考えています。ただ、必要なものは当然取っているということに変わりはありませんので、引き続きそのような形で取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 面談記録は、企業にとっては私当たり前のものだと思うのです。近代組織にとっては、この近代という言葉を出さなければいけないこと自体おかしいのだけれども、どういうものとかとい

うルールが要ります、もちろん。前も同じことを言ってやらなかったのだけれども、本当に総務部長、市長、それはやりますね。やっぱり、きちんと。議会なんていうのは、議員は、うそを言うとは言いませんが、昨日言ったことと今日言ったことが違うから、面談記録をそのようにして取っておくのです。そうしないと、翌日に来て、また変なこと言うものですから、すぐ取るのです。こういう世界なのだけれども、どうですか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 秘書広報課の私の会議の面談記録であれば、基本的には出さないのが原則になると思います。やっぱり私のところにはいろいろなお話も来ますし、情報共有として必要であるかどうか。事前の相談なのかどうか。私個人といろいろな話をするというケースもあるのもので、様々な形があると思います。その中で私自身が1人でお話しすることはほとんどございません。大体秘書広報課が入ることになります。そういう点では、情報共有を含めながら、必要なものは全て各課のセクションに回します。そのときにメモは作ります。ただ、そのセクションは、その後会議の報告等になりますので、そこで面談メモが要るかどうかと言われると、要らないということになる。総務部長が話をしているのは、ケース・バイ・ケースというのは、そういうケースもございます。例えば一方で、市民の方々が窓口へいろいろなお話をされて、こういう問題があるよと指摘をされてきた、これはやはりしっかりと面談記録を残して情報共有すべきだというふうに考えているわけでございます。そういう点から、面談記録は基本的には必要だと思っています。特に市民サービスという点では絶対に必要だというふうに考えております。ただ、いろいろな形で様々なケース・バイ・ケースがございますので、それはメモとして各課に情報共有していくようなケースもございますので、それが記録という点では各課に情報として残っていくということにはなっていないのだらうと思っていますので、基本的には面談記録を残すということは私自身も取り組んでいくように指示はしておるところでございますが、あくまでもそういうケースの場合もあるということをお理解いただきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長は政治家ですから、昨日からの話だと、何か裏の黒幕になっていろいろなことをやることもありますから、市長は政治家ですから別ですが、少なくとも部長や課長は、要るのではないのか。とりわけ市民との関係でも要るけれども、とりわけ外部業者との関係、ここにこのチャットGPTにも出ていますが、行政の信頼性、透明性を高めるためには一定程度。市長の場合は政治家ですから。それでは、今後きちんとやってもらえますね。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

ルールの、基準的なものがきちんとつくれるかどうかは別としまして、今おっしゃられたような形の中で、当然必要なものとして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あまり期待しませんが、これも何回も紹介していますが、以前この議会で、小さなところではありますが、ニセコ町に行ったら、職員でなくても、全ての者が情報共有できるというのは、それはなぜかっていったら、そういう中身も含めて、これはこういうタブレットとかなかったけれども、

こう開くとここにちゃんと全てのものが入っていて、誰が触ってもできるというようなことになっていました。机の上が本当にきれいでした。それは一例です。ぜひ外部との関係においても期待をしたいと思います。

そこについても一つだけ、市長選挙を含めてお聞きしたいので、やらないといけないのだろうと思うのですが、嘱託員の関係です。区長とも集落長ともいう。昨日の集落支援員制度の話聞いていたら、今課長クラスが嘱託員やっているのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

必要な手続を申請しておられるのは2名おります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 昨年度は何名でしたか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 昨年度につきましては、課長クラスはおりません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） では、課長クラス以外では、全体でどのぐらいですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

会計年度任用職員も含めて、全体で15名ほどいます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これも総務文教常任委員会でコンプライアンスの関係のところやったのですが、昨日の答弁と、私のかいわいの近くにいた市の職員は、職員をやる中で、その集落の区長は勘弁してくれと、立場上格好がよくないと。総務文教常任委員会でもやり取りをしたよね、総務部長と。建設部長が集落の道路の要望や外灯つけてくれなんて話があるか。建設部長が集落の皆さんと一緒にあって、建設課へ行って外灯つけろって言うわけだ。それは格好が悪いだらうという話をしたら、いや、地域に帰れば一市民ですから。やっぱりそういうことを避けるために、昨日の議論ではないけれども、集落支援員制度を入れたらいいのではないですか、違うの。その辺どうですか、李下に冠を正さずという言葉があります。議員も、そんなに厳格ではないのだけれども、本当におまえ何で集落のやつやらないのだ、こういったものの役をやらないのだというのあるのだけれども、議員という立場上、直にその役に就いているよりも、議会でしっかりやるほうがということになっている。どうですか、総務部長。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

集落については、いろいろな集落ごとの状況等があるかと思われま。その中で、やはり地域の一員として、市職員がそういった役職に就く、それは地域の中で合意を得た中でのことというところであれば問題はないかと思っておりますし、先ほど言いましたその集落要望を出して、逆に受けるところが同一であるとおかしいだらうというお話がありますけれども、それは逆にそういったところは地域の中できちんと組分けをしまして、そういったところには携わらないというようなことが当然であろうかと思っておりますので、

逆にそういった形の中でやりづらいというところがあるようであれば、そのような形を取らないで、ちゃんと集落の一員として、合意を得た中で就任するというような形が取れるかと思っております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 10市町村が合併して、いろいろなパターンがあるので、両津地区は各集落がまとまって、その地区の議員が頭になって、市に要望に行ったら半日とか3時間やるではないですか。両津地区以外はやっていませんけれども。そういったときに例えば、建設部長、市民生活部長がいるとか、そういうのだと、やっぱりこれ格好がよくないですから、市民から見て。だから、こういうのやっぱりやめるべきなのです。だから、集落支援員制度、昨日はよく分かりませんと、集落支援員制度を使ったらいいではないですか。昨日聞いていて、何で駄目なのか。やる人がいないからしょうがないという話でしょう。どうですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

そういった要望をする場合に、必ずしも就いた職員がいるという必要は、逆に言うと集落の中で合意さえあれば、そういったところには携わらないという形の中で集落運営はできるかと思っております。

それから、地域支援員の関係につきましては、またそれぞれ別の形の中で集落事情の中で活用法が図られているものというふうに私は考えています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、議員が地区の区長みたいな役になっても構いませんか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

市長も申しましたとおり、議会の政治倫理条例の中で、当たらないことというふうに議員の皆様の中で申合せというか、指針を出しているところがございますので、それに従ってやったらと私は思っています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 政治倫理条例も含めて、法的に何ら問題ないのです。

では、もう一つ聞きますが、コンプライアンスやそういうものに関わるところで。例えば市長が代表を務める団体が指定管理を受けることは可能ですが、それは多くのところではやらないことにしています。佐渡市はどうですか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

市長などがという、そのなどの部分分かりませんが、利害関係がある中で、基本的に公的に禁じられているところであればできないというふうに認識しております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あなた方、あんまり勉強していないのだね。市長などがって、総務部長が代表を務める団体でもいいのだ。そして、例えばどここの温泉を指定管理で受けるということができるのです、法的に何ら問題ないのです。行政処分だから。請負契約ではないから。あなた、何か面白いこと言っただけでも。できるのだ、法的に明確に。あなた方はその辺踏まえてしっかり整理をしていないから、集落支

援員制度は云々という話なのではないですか。どうですか、総務部長、もう一回。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 繰り返しになりますけれども、議員もおっしゃられたとおり、法的には基本的にできるという形になっておろうかと思えます。それについて、市の職員につきましては当然一定の手続を踏んだ形で、そういった役職になっていただいております。議員の皆様におかれましても、議員の政治倫理条例の指針ということの中でそれに就かないというふうな形になると思えますので、そのような形であるというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 全体通して内部統制方針、佐渡市の場合は努力義務ですが、やっぱり内部統制方針を、例えば紹介をされているのは、静岡市が2008年、会計処理のミスがいつぱい続いて、静岡市、人口規模違いますけれども、内部統制方針をやったというモデル例が出ています。大阪市も出ています。それを見ると、内部統制方針がこういったコンプライアンスの問題などにも大きく関わっています。そのことを強く言っていきたいと思えます。時間がもったいないので、関心の高い次期市長選挙には出ると言ったのですか、出ないと言ったのですか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 目先の仕事をまず全力でやらせてほしいということでございます。次の選挙のことを今考えている余裕がないというのが私の今の気持ちでございます。まずこの秋、佐渡の将来に向けて、できることをしっかりとつくっていく、まずそこを取り組まなければいけないというふうに考えておる現状だということでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 私も、政治家というほど政治家でない、議員歴長いのですが、大体そう言う人は出るという意思表示だと思うのですが、6つの柱のうち、自己評価でいうと何点ぐらいだったというふうに思っているか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 何点なのか、礎、スタート地点に立てたという認識はあります。これをどう大きく開かせていくのかというのは、これから秋にかけてまずスタートしていくことだろうというのは認識したところでございますので、スタート地点に立てたということだと60点とか70点ぐらいが一般的なのかなと思えますが、これは市民の皆様の評価でございますので、私自身が何点と言うのもちょっと変だと思いません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） スタート地点というのもちょっと失礼な。前の市長がやっていいこともあったらろうというふうに思うので、少しは進んでいるところもあったのかなと思えますが。幾ら聞いてもはっきり言わないというのは、これはいいところなのだと思うのでこれ以上聞きませんが、ぜひ市民が主人公になる、そういう市政、市長はこう考えるが、市民の思いを受けて市長は市民の思いを実現するのが市長の役目だと思うのです。どこかの王様ではなくて、自分がやりたいことを勝手にやるのではなくて、市民の思いを受けて、市長の考えもあるけれども、やるものだというふうに思っております。

そこで次に行きます。昨日もあったのですが、佐渡汽船問題、先にやってしまいます。予備船と言いましたよね、こがね丸。どういうことですか。産業建設常任委員会でやっているのだと思うのですが。つまり、我々は3隻体制が必要だと、冬場2隻あるうちの1隻がドックに入ったときには同じダイヤで一応走るのである。船が小さいから走れないときもあるだろうけれども。と置いていたら、何か昨日の答弁聞いていると、予備船で云々ということになっていたのだけれども、これどういうことですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

佐渡汽船、冬場の新潟一両津航路へのこがね丸の就航につきまして、意向としては輸送人員、航送台数、貨物トン数に鑑み、こがね丸を予備船として位置づけをしたいという意向のほうはお聞きしましたが、佐渡市としましては運航を前提に行政支援を決めたということでございますので、予定どおり運航していただくよう要望というものをしております。具体的には今後、ダイヤ編成の際また協議をするということでございますので、佐渡汽船の意向ということでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 上越市はまた別なのだけれども、我々の行政支援は、先ほど言ったように冬場の3隻体制を守らなければならない。こがね丸は、以前のものとは大きさが違うけれども、もちろん就航率も変わるだろうけど、10本便があって、1隻がドックに入ったならば、同じ便数で走っていただくという前提で補助金をやったのではないのですか。今年の補助金は執行したのですか。とんでもない話だ。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

佐渡汽船としてのあくまでも意向ということでの予備船ということでございましたが、佐渡市としましては、新潟一両津航路運航ということで行政支援を決めたという経緯でございますので、それについては要望という形で申し上げております。ただ、具体的には今後、ダイヤ編成する際に協議をするということでございましたが、佐渡汽船の意向に対しては佐渡市としては要望しているという状況でございます。

〔「予算執行したか」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今、部長が柔らかくお話をしておりますが、基本的には予算執行はしておりません。全部止めています。そこにつきましては、昨日も申し上げたように、燃油サーチャージの問題もでございます。そういう問題も多々ございまして、全部止めています。その中で、もう一つはやはり冬季の両津航路の就航の問題でございます。やはり私自身、朝、佐渡から早い船がない、また4時頃にカーフェリーがない、あかねと同等程度、こがね丸の場合。あかねも、ジェットフォイルが出ても、出ないときもございましたので、同等程度だろうというふうには見込んでおるところでございますので、大きな期待はもちろんできませんが、また船に酔われる方は大きな船を選んで乗っていただければというふうには考えておるところでございますが、利便性等を考えていくと、やはり冬季に一定程度運用していくというのは当然だと思っておりますので、私自身もそこに向けて要望というより、佐渡汽船にしっかりと話をしていきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） くどいようですが、3隻体制で1隻がドックに入っているときは、その代わりをやるのだろうと、今の市長が言ったように、あかねと変わらないぐらいだろうとみんな薄々気がついていますが。だけれども、そういう前提でやったのが、要望なんていう話ではないです。通してもらわないと、この補助金は出せませんってはっきり言わなければならぬのではないですか、観光振興部長。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

佐渡汽船からは意向ということでお聞きしておりますが、今後の対応につきましてはまた市の内部で議論等をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あなた品がいいのだろうけれども、市民の税金を使うことについての気概と気迫が感じられない。いや、佐渡汽船、困るのだ、そのとおりですという話ではないのかと議会は怒っていたと言ってください。

市長、笑っている場合ではないです。分かっていますよ、運賃割引には使えません、だけれどもこれまでの間取りでちゃんとやっているでしょう。佐渡汽船というのは赤泊航路も含めて、赤字が多かったのは小木航路なのだけれども、新潟一両津航路は取りあえず黒字になるから、3つの航路で全体を支えるというのが考え方だったのです。今度民間になったらどうなったかは知りませんが、そういう意味でいうと、特別交付税を入れることができるのは離島航路整備法に指定をされている小木航路しかできない。昨日も話がありましたが、松本CEOが来て、小木航路には補助金が欲しいとはっきり言いました。そういう意味でいうと、特別交付税というのは国がしっかり見るわけだから、国が航路をしっかり支えるということになるのだから、特別交付税を使ったらどうですか。その経営の結果として、この後、昨日もありましたが、島民割引やるといようなことありましたよね。結果として、島民へ還元していくのではないのですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

特別交付税につきましては、あくまでもそもそもの省令のほうで離島航路等の維持に要する経費として措置されるということをございます。また、運賃割引につきましては、昨日お話しさせていただきました佐渡汽船のほうで島発の2等割引ということを考えておられるということをお聞きしています。特別交付税とは別の議論で割引等については議論を進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 全然違う。航路は、公共交通の国道でもある航路については本来国や県がしっかり責任を持つべきだというのが考え方の基本です。離島振興法でもそうです、基本です。ですから、あなた方特別交付税で8割返ってくるというのだったら、そのことで下支えをする、これから世界遺産やいろいろなものがある。そのことでまた観光客が増える。昨日も、観光客が増えると農業にも大きな恩恵があるなんて言っていましたけれども、そういう意味で特別交付税を使ったらどうですかって言っているのです。私は特別交付税が来ないと思っているから。しかも軍事費拡大法案もあるから予算は来ないと思うが、あ

なたが特別交付税で来るというなら、やったらどうですかということを言っているのです。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ですから、特別交付税で支援ということでやっています。ただ、やはり特別交付税というよりも国の全体像があるわけでございますので、そう一自治体でむやみやたらに増やすわけにいかないというのが1点。

それともう一つです。特別交付税があろうがなかろうが、やはり民間企業として自立していくという約束の下で支援をしておるわけでございます。あくまでも今回の小木一直江津航路は、大きな課題だった3隻目のカーフェリーの導入の視点で支援をしたわけでございます。佐渡汽船が新生佐渡汽船になるというときからも、経営的な支援はしないよという話をしながら進めてきたわけでございますので、もう本当にどうしてもまたコロナみたいなことがあって、もし万が一パンデミックのような形があって非常に厳しくなれば、また国、県等含めて協議ということが必要になるかもしれませんが、通常の状態ではやはり民間の活力を生かしながら採算性を向上していくというのが大原則であると考えています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それでは聞きますが、離島航路整備法に指定されている全国の25の赤字航路で、支援をしていないのは新潟県だけでしょう。あとの24航路は、そこに民間ではない航路会社ってありますか。ほとんど民間でしょう。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

新潟県以外の24航路につきましては、詳細なデータのほうを持ち合わせておりません。

〔「何々」と呼ぶ者あり〕

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 詳細なデータを持ち合わせてございません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 詳細でなくてもいいです。ぱっとこの航路のことを勉強すれば分かるではないですか。公設で走っているところなんかほとんどないのだから。以前の佐渡汽船の第三セクターそのものが珍しい存在なのだから分かるでしょう。大体でいいですから。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 粟島汽船は公設でやっておりますが、西のほう、全部私把握しておりませんが、多くは民間の航路だと思います。しかしながら、離島航路といたしましても、かなり差があるというふうに思っています。歴史的にかなりの黒字を出してきた佐渡汽船、そして大きなコストの下、乗客を減らしながら赤字になってきた。この歴史、そしてほかには小さなカーフェリーで、1,000トン、2,000トンのカーフェリーで、飛行機と併用しながら、荷物を中心に運んでいる汽船、やはり大きな経営の違いが過去の違いに

なっているのかなというふうに私自身は感じるところです。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） いやいや、そういうことなのです。公設なら赤字で、自治体が負担しても動かすのだ。大半が第三セクターであるかどうか分からないけれども、それ当たり前の話ではないですか。混同してはいけません。

ではこれ、もう1つ聞きます。佐渡汽船が頑張っていて、今度島民割引やってくれるという、昨日話がありました。この中に例えば、市長もよくスポーツで頑張ってくれる青少年、子供たちのことやっていますが、学割みたいなのはぜひお願いしたほうが私いいと思うのですが、教育委員会、そういうのはどうですか。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

大会等で、やっぱり佐渡にいる子供たちが外に出ると、すごく大変だなというふうに私は思っております。その辺り、どういう補助ができるかと、そういうあたりはちょっと市長部局のほうとも、また内部でもちょっと研究してみたいと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 教育長はどうですか。以前は部活の遠征費というのはかなり補助していたのです。あるときに補助金は2分の1ルールだって減らした経過もあるのですが、やっぱり佐渡の子供たちというのはハンディキャップを持っているのだから、そうではなくても大活躍する子も生まれているわけですから、ぜひ学割ぐらいはやってもらうほうがいいと思うのですが、教育次長の答弁した後、答弁しにくいと思うのですが、感想。

○議長（近藤和義君） 香遠教育長。

○教育長（香遠正浩君） 部活の遠征費、スポーツ、文化活動の補助でありますけれども、佐渡の子供たちが遠征する際に交通費の補助を出しているということは承知しておりますし、子供たち、そして保護者の皆さん、それについては助かっている面はあるかと思えます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 教育長、答弁してください。学割が必要かどうかという質問です。

○教育長（香遠正浩君） 現在は考えておりません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 教育次長と若干答弁が違うように私は受け取りましたが、少なくとも離島の子供たちのハンディキャップを克服させるように、教育委員会としても強く市長部局に言ってください。佐渡汽船にも言ってください。そのことを言うておきます。

航路問題、もう一つだけ。省令によって特別交付税のルールが定められていると言いましたが、市町村が特別交付税を出すことについては何ら制約はありませんが、県については制約がありますよね、A引くB掛ける0.8というものがあります。これは、何で新潟県は今回出さなかったのですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

都道府県につきましても、総務省の省令のほうで定められているのが事実でございます。新潟県におかれましては離島航路以外にも離島の交通、もろもろ支出というものを総合的に判断されて、今回は支出されなかったというふうに理解をしております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 財務部長、どうですか、財政規律上。ざっくりはあるでしょう。本来県にも一定程度の交付税やいろいろなものが行っているから、それを支援していると。しているけれども、なおかつオーバーしたなら、その分を特別交付税で持ちます。新潟県は全くしていないから、特別交付税をもらえないのではないのですか。

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

新潟県ですけれども、新潟県は普通交付税のほうで離島に関する経費として措置されています。それが正確な額、何億円かというところまでは、ちょっと私今把握していませんが、新潟県としては離島に関して、航路もそうですが、離島に関する経費をそれなりに出しているところがあり、今回の航路に関する支援について、それを上回るほどの金額は出せないというところで、出していないというところであります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 時期も過ぎてしまいましたが、全国で赤字補填をしている県は、国が見る額よりもいっぱい支援をしているから交付税もらえるのです。これ今さら言ってもしょうがないけれども。厳しい産業建設常任委員会が特別交付税は返ってくるというのですから、もらえるものは大いにもらって、市民のために頑張るべきだということを強く言っておきます。

次に行きます。観光交流機構の負担金問題についてちょっとお尋ねをいたします。初日の議会に報告があった中でも、初日の答弁でも、予備費がめっちゃくちゃ多いのではないのかと、普通の会計処理ルールでいうと何%かぐらいが上限なのに、多いのではないのかって言ったら観光振興部長は、予備費でございますが、やはり観光交流機構の収入の構成上、当座の運転資金というところで多く持っている。こういうふうな会計規程になっているのですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

予備費の関連につきまして、そこまでといたしますか、決めてある会計規程というのはちょっと私確認できませんでした。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 観光交流機構の中に会計規程があるでしょう。他団体、ネットを見れば出てきます。私、他団体の会計規程を見てみました。予備費の流用の仕方、いろいろなものがあります。ないのですか。あなた方、観光交流機構の会計処理規程、監査からの指摘を受けている財務の規程、見ていないのですか。私、幾つかネットでばっと見ても、予備費はどうする、予備費を利用するときにはどうするって規程はあります。だから公益法人なのです。違うか。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

会計規程、予備費につきましては、予測し難い支出予算の不足を補うため、支出予算相当額の予備費を計上するものとする。それから、予備費を使用する場合には、理事長の承認を得て使用し、その理由及び金額を理事会に報告しなければならないという規程でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 2つ。さっきあなた見つけられないって言ったではないですか。今見つけたではないですか。それで、理事会の承認を受けなければならないって、当たり前の話なのだって。運転資金は理事会の承認を受けて運転資金に。例えば我々に今回示されたものでは、令和4年度は1,292万円、当初予算の3.7%、令和5年度の予算では1,928万円、当初予算の5.8%、これが運転資金だというのでしょうか、あなた。どうなのですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

予備費も含めまして、予算につきましては理事会のほうで審議をされ、承認されたものというふうに市のほうでは認識をしております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あなたも観光交流機構の理事でしょう。認識をされていますなんて、他人事ではないか。しましたって言わなければ駄目だ。監査の指摘ではこの年度については全く理事会の承認を得ていないでやっていると書いてあるではないか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

予算につきましては、あくまでも理事会で承認されたものでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 観光交流機構、繰越し2,000万円とか、その辺の繰越しですから。約9割近くが市の委託料と補助金、あと観光業の収入なのです、歳入は。この予備費は何を充てているのですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

予備費につきましてはあくまでも、先ほど御説明いたしましたが、観光交流機構の規程により、相当額の予備費を計上したというふうに理解しております。それが何をという詳細な中身までは、大変申し訳ございません、把握のほうをしておりません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） だから言ったでしょう。観光交流機構の大きな歳入、収入、僅かなのだけれども、会費収入もあるけれども、佐渡市からのほぼ市長名で調査をする委託費、それと旅行業収入なのだ。それ

が枠で入ってきていて、歳出になると予備費が1,200万円、ぼおんと1つの事業内容で出るのだ。だから、何をはつっているのだというのだ。あなたは、運転資金として使っているのを理事会が承認していると言っているでしょう、当初予算のときから。そんな予算があるわけがないではないですか。あなた、この会計規程にあったように、やむを得ない、予想外なときに予備費というのは使うものだ。そうではないですか、財務部長。

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

市の予算におきましては、やはり突発的な事情というようなことで、それで予算上ないということであれば、予備費というところで充てるということで考えています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） では、聞きます。資料も示しておいたけれども、この数字はちゃんと事務局がチェックしたから間違いないデータなのだけれども、令和3年度は予備費が当初予算から補正予算で増えているのではないか。これどういうことか。普通予備費というのは、普通の会計的には3%程度なのだ。よっぽどのことでないと5%持たないのです。どういうことか。途中で予備費が補正で増える。どこから流れているか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

観光交流機構の予算につきましては、あくまでも理事会で承認されたものというふうに理解しておりますが、補正における具体的なその中身につきましては、ちょっと私のほう、確認が取れませんでした。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 核心に行きましょうか。要は市からもらう委託費や何かをはつって予備費に置いておくのだから、支出を少なくして。違うか。議会に今回示した予算でいえば、さっき言い忘れましたが、令和3年度は当初予算が300万円でしょう。補正で853万円に上げているのではないのか。まあ、景気のいいことという話だ。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

観光交流機構の予算の中で、我々のほうも精査、確認というものが十分ではなかったというふうに認識をしています。私のほうも、その具体的な中身についてはちょっと確認していないというのが現状でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） コロナ禍で、物価高騰で、市民の暮らしは本当に深刻で大変なさなかなのです。平成30年度からこれ、表に示しておきましたけれども、本年度まで全体では21億円の補助金やいろいろなものが入っているわけだ、歳入として。そのうちほぼ佐渡市が負担したと思われるものが19億円も持っているのだ。ほぼ、委託費も含めて。そういうことになるのだ。これだけ予算つぎ込んでいるのだから、税金の使い道として。事実上佐渡市が立ち上げたような団体ではないですか。前の文化財団のときもそうだったけれども。しっかり襟を正すべきが内部統制の在り方だと思いませんか、市長。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 観光行政は、私自身も職員として見てまいりましたが、やはり当初予算の段階と実行の段階、そして決算の段階、ここが大きく変わってくる予算であることは間違いないというのも現状なわけですね。それは、国の採択というのが主な事業内容であり、また県の採択で、単費で行うのは今議員から御指摘あった委託事業。これ委託が多いという話も、委託事業については窓口等を含めて観光案内所ということで、従前から必要な事業もかなり占めておるということでございます。そういう点で、事業が大きく変わるということから、その事業の中で流用等を繰り返してきたというのは、ちょっと大きな要素。そこに対してのチェック、そして実績、そういうものがしっかり取れていなかったのだろうというのは、今、仮の話の中で私自身が今考えているところでございます。そういう点で、議員御指摘のとおり、税を使っている以上、国の税であろうが、県の税であろうが、一緒でございます。しっかりと透明性を担保し、我々としてもしっかり調査をして、対策を立て直していくことは取り組んでいかなければならないと思っていますので、今かなり調査をさせているというところでございます。しっかりと体制を整えて、この受入体制を再生していきたいというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） では、聞きます。私は、この観光交流機構ができるときに、観光協会と同じように補助金にすべきだったのだけれども、あなた方、委託料にした。この委託料は、出来高払いなのですか。前も本会議でも言いました。例えば清掃業務を委託するといったら人件費と管理費とあれて、幾らだから300万円ですよと出すわけだ。その中で、人件費何に使おうが、余ったら返せなんて言いません。必ずこれ三角になっているのではないですか。だから、出来高払いなのですね。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

委託料の中にも幾つかパターンがありますが、いわゆる補助的なものにつきましては、当然予定していたものよりも実績が上がらなかったということでございます。そういった場合は、当然のことながら出来高払いというふうに、委託料については様々形態がございますが、事業によっては出来高払いのものもあります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 令和4年度の今回報告案件で示されたのは、全部三角です。全部、594万3,499円、三角になっているのではないですか。例えば滞在型観光個人旅行促進業務も590万云々と。さどまる倶楽部台帳管理等運營業務、45万3,858円、みんな三角ではないですか。つまり、全部出来高払いの委託料なのですかと。どのような、どういった契約内容になっているのですかと。こうなるから補助金にしておけばいいのだというのが私の当時の提案だったのだ。補助金なら返す必要ありませんから。どうですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

委託料にすべきか、補助金にすべきか、また負担金にすべきかということにつきましては、あくまでもその項目の内容によって、そもそも市がやるべきもの、事業を観光交流機構に委託の状態で行っていただくということにつきましては当然委託料になるというふうな認識でございますので、今回予算、決算等に上

がっているものについては、あくまでも市が実施する事業を観光交流機構のほうに委託したという位置づけで委託料にしたというところでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 市が観光交流機構に補助金出したものはありますか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

市からにつきましては、負担金、それから委託料でございます。委託料につきましては、あくまでも事業内容から、本来佐渡市が実施しているものを……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○観光振興部長（岩崎洋昭君） すみません、失礼いたしました。先ほど、本来佐渡市として実施すべき事業を観光交流機構に委託をするという事業内容ですので、委託料というところで位置づけをさせていただいたというところでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 答弁しっかりして。あなた、委託料のほかに補助金もあるようなことを言うから。議会にちゃんと示しているものがないのだ。

では、次聞きます。委託を再委託しているものがいっぱいありますよね。令和4年度決算では委託費が1億1,290万円。補助金、これは国のほうの関係で。これは委託費もらって出したのかどうなのか分からんけれども、観光交流機構は補助金を出しているものが7,977万円あるのだ。つまり、市が業務委託をして、そこは丸投げをしているのがあるのではないのか。幾つありますか、事業。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

佐渡市からの委託を受けて、佐渡観光交流機構が全て直営というのでしょうか、ちょっと言葉があれですが、行っていないものも幾つかあると思いますが、私のほう、ちょっと正確な数というものを今確認のほうはできておりません。大変申し訳ありません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それは本音だと思うのです。積算根拠もなく委託料を決めているのだから。これから監査委員に聞くことになるのだけれども。なぜ委託料と補助金の問題なのかといえば、1億9,000万円なのです、令和4年度の決算でいえば。佐渡市は総額支出3億円出しているのでしょうか。支出総額の半分以上が委託なのだ。市長も言ったようにDMOって一体何なのかという議論に今度入るのだけれども、委託をしたものをまた委託している、幾つあるか分からない、だけれども、くれという金は積算根拠もなく、どんどんやっている、監査に怒られても知らない、問題ではないか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

予算計上の際に資料等頂くわけでございますが、その中ではまだ詳細な実施体制というものが固まっていないまま、あくまでも現時点の見積りというところで頂いたところというものはあったかと思えます。その後のやはり確認、チェックというところはやはり不十分だったのかなというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） この後監査委員に行きますから、待っていてください。この前聞いた中で、市長が本会議答弁したのだけれども、要綱は3月30日付で作っていないでしょう。この前本会議でやったけれども。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

佐渡市から佐渡観光交流機構に対する負担金、こちらのほう、要綱はございませんでした。本年3月30日付で要綱のほうを制定させていただきました。昨年、本年度の予算要求のときにはございませんでした。あくまでも3月30日付でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると初日の答弁がうそになるのだけれども。市長が言ったからそうせねばならないのだけれども。あなた、会って言ったら、できましたって言うから、では下さいて言って、それでやったのではないですか。頂いた資料には、日付を書くともずいものだから日付を入れてないではないですか。今の言ったのは初日の本会議答弁とぐずってしまう。いいですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

6月9日、本会議初日の際に御質疑をいただきまして、私のほう記憶では、負担金の要綱について本年策定したというふうに御説明させていただきました。その後のやり取りの中で、予算要求時には策定していたのかという改めて質疑を受けまして、私は予算要求時には策定しておりませんというふうに御説明したという記憶がございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あなた方、本当のことを言いなさい。議事録起こして見るから、それはいいのだけれども。あなた方、本会議でいつもうまくごまかして。うまくごまかしたら、ごまかされたほうが悪いのだ。だけれども、うまくうそつけなかったことはちゃんと謝らなければ、本当にこれ。市長の答弁だと、要綱は3月30日付で作ったと。資料要求したら、あなた方から来たのは要綱に日付が入っていなかったではないですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

観光交流機構負担金の要綱につきましては、あくまでも今年度の予算要求、予算編成時には制定のほうはしてございません。制定をしなければということで進めまして、令和5年3月30日付でございます制定のほうをさせていただいたということでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あとは議長が精査をして、訂正になるかどうか分かりませんが、発言訂正求めます。

それでは聞きます。皆さん資料ありますか、下線引いてあります。監査指摘では交流機構に対する運営費の負担金の算定に関わる経常経費の内訳は、人件費以外のほかのものについては観光振興課に提出してなかったと。何であなた方、これやれたのですか。以前総務文教常任委員会で指定管理料を決めるとき

にこれまでと同じでいいやってやったのと同じ話ではないですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

ただいまの質問いただいた件につきましては、監査委員からの指摘どおり、我々の予算編成のときには、人件費以外の資料のほうは頂いていなかったというところは御指摘いただいたとおりでございます。その中で、私どものほう、予算編成をしたということにつきましては、あくまでも観光の業務の性質上、その時点でははっきりとした金額の精査というものもできないという中で、最低限の人件費の資料につきましてはある程度の資料だというふうな判断ということで、予算のほうを計上させていただいたというものになります。やはりその後の新たな年度に入ってから確認ということが不足をしていたというふうを考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） おかしいよ、答弁。何かの事業なら分かるけれども、運営費の負担金だから。人員が何人いて、何人出た、絶対分かるではないですか。そういう詭弁はやめなさい。運営費だよ。何かの事業ではないのだ。何かの事業にしても、観光交流機構はほぼ似たような事業毎年やっているから、積算根拠なんかすぐ出るのだ。だから、何でこんなことになったのか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

予算要求時につきましては、あくまでも頂いていたものは人件費の資料だけで、それ以外の経常経費の資料は頂いていなかったというところは事実でございます。その中で、我々が予算編成を進める際には、やはりはっきりした金額というものまでは十分に精査できなかったというところで予算計上をさせていただいたのですが、その後の新たな年度に入ってから精査、チェックをし、より実態に合った予算の在り方というものに合わせていかなければならなかったなというふうを考えております。チェック、確認が不足していたというところでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） たまたま県職の事務やっている方にちょっと聞いてみたら、こんなことってあるのかなと。そんなものはないと。積算根拠がない。うそでも積算根拠はあるべきだ。ちょっとでたらめ過ぎはしませんか、市長。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 予算をつくる以上、積算根拠がないというのはあり得ない話だと思っています。先ほど申し上げたように、交流機構ができて以来、旧観光協会と一緒にあった形で作っている。そして、その負担金をそのまま継承している。そういう中で、チェック機能自体が働いていなかったというのが1点大きな問題だというふうに思っています。

もう一点、私自身はやはり観光の職員の長期化というのも大きな問題だというふうに考えております。そういう点を踏まえながら、しっかりと、現在観光庁から課長が来ておりますので、そこを中心に、そういう問題も全て洗い出して取り組むように今指示をしておるところでございますので、当然、査定の段階で、あり得ないのですが、ただ1つはやはり一般社団法人ということで、決算がきちんとされているとい

う認識も我々にあったというところも、1つこの要因にもあるのだろうというふうに考えてございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 組織として財務部ができたので聞いておきますが、財務部は厳しいではないですか。議会がアイパッド入れるって言ったら、議員にとってはハイスペックで使えないだろうって言って切ろうとしたではないですか。額は桁違いです。ちゃんとチェックしているのですか。

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

予算査定におきましては、観光振興課が観光交流機構の資料というところで作成して、中身については負担金の増減というところ、そういったところを主に査定のほうをしていたところで、今ほど出てきたバックグラウンド的な資料というのは確かに詳細なものがなかったのも事実でございます。これからにつきましては、やはりそういったところも含めて、調査チームの結果も踏まえまして、そういったところを点検していかなければならないと思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長は新人の職員の研修やってみたいなありましたけれども、これイロハのイなの、市長も言うとおりの。こんなものいちいち言わないといけない話ではない。今度は財務部が、ちゃんと積算根拠あるのかと聞かなければならない、組織って一体何なのだと私は言わざるを得ないのだ。どうですか、元財政やったことある副市長、たまには。

○議長（近藤和義君） 伊貝副市長。

○副市長（伊貝秀一君） 予算の要求に当たりましては、当然ながら根拠のある数字を持ってくるようにという旨の指示を、その都度出してきております。今回の関係については、そここのところのチェックが足りなかったのだろうというふうに思います。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 財務部長、前の財政課長だった伊貝副市長が根拠がなければ出さなかったと。あなたたちが根拠を出させなかったのが問題であったという話です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

私どもとしましては、当初予算時に負担金の額の要求の基礎となる資料として、査定の資料は出させていただきましたが、そういった深いところまでのものがその時点ではなかったというところが実態でございます。今後におきましてはそういったことも踏まえてやっていきたいと思っております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 以前、伊貝副市長が財政課長だったときには深いところまで出して見ていたのだと思いますので、ぜひともそうしていただきたい。

では、次行きます。監査の指摘。企業研修誘客事業250万円については、不用額の38万1,508円の発生について佐渡市に報告をせず、その取扱いについて協議を行っていなかった。なぜこんなことになるのですか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

負担金の中に占める企業研修誘客事業につきましては、観光交流機構のほうから確かに報告のほうは受けておりませんでした。そのことに対して市のほうで何らかの申入れ等、観光交流機構に伝えたかということにつきまして、我々のほう協議を最終的には行っていないということが事実でございます。個別の予算の執行につきまして、チェック、確認というものが十分でなかったというふうに認識をしております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 次聞きます。令和4年度分の予算要求確定におけるときには、運営負担金については、負担金の規程の額を超えた金額をあなた方出したわけだ。規程もなかったけれども。何でこんなことやるのか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

佐渡観光交流機構の負担金の規程の中で佐渡市の負担金の額が規定されているわけでございますが、令和4年度の予算要求時における佐渡観光交流機構の負担金の規程においては、あくまでも佐渡市の金額は3,909万1,000円となっていたことは事実でございます。それにつきまして、佐渡市のほうで5,389万8,000円ということで予算のほうを要求しているということも事実でございます。これにつきまして、本来であれば、この予算のもともとの根拠資料等も含めまして十分なチェックの上、予算の編成に当たらなければならなかったというところでございますが、それが我々の観光振興課の中で不足をしていたということになります。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これはおかしな話なのです。額も決まっている。規定もないけれども額が決まっているの、それを超えた額を平気で出して、何ら違和感を覚えない。チェックとかの話ではないって、これは。何か力が与えていなければ、こんなことは起きません。普通の組織では起きません。それが、10万円、20万円、ちょっと端数が間違っただという話ではないのだ。コロナ禍3年の中、観光需要だけでも、観光業者もひいひい、はあはあ言っていたのだ。そんな中に、私の感覚で言うと、湯水のように佐渡市の市民の税金つぎ込んだのだ。そう思いませんか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

令和4年度の予算の編成時におきましては、監査委員から御指摘受けたとおり、規程の金額が改まっていない中で、規程を上回る金額を予算要求としたというところは事実でございます。このことにつきましては、観光振興課内での調整、議論等も不足しておりましたし、あと観光交流機構との協議というものも不足していたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あなた方観光交流機構の理事として入っているのです。以前の観光協会であれば、

観光関連業者が集まって、自分たちを主とした観光をどうしようか、そこに行政が寄り添うみたいな形。私も昔議員でしたから覚えているのだけれども、真野アルコール共和国みたいなのがあって、真野の場合はどちらかというと観光業者に行政はあまり口出さない。寄り添うという形。これが逆なところもあったと思います。いろいろなパターンがあったのだけれども、今回の場合のこの観光DMOは、前も言いましたが、DMOなのか、カンパニーにしているのか、DMCにするのか。国自体が、観光DMOの組織形成の手引の中で、自治体からの財政の独立の問題を大きな焦点当てています。それはどういうふうになっていますか。これ監査指摘ともつながることなのです。今後の在り方をしっかり考えろと監査が指摘をしている。どうですか、どんなふうに言われていますか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

国のほうからも、観光地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブックというものも出しております。それから、DMOの在り方ということにつきまして、国のほうで先駆的なDMOという制度を設けました。その中で戦略策定に係る人件費や事業運営費等が安定的、継続的に確保される仕組みの構築というものが1つ条件になるということでございます。そのような観点からしますと、現在の状況につきましてはあくまでも行政からの負担金の支出が多いというところは事実でございます。それにつきましてはやはりもっと大きな問題、今後の佐渡市と観光交流機構はそれぞれどうあるべきかというところにまた戻っていきまして、その中から、そこが整理されますと、財源の中身というものが整理されていくのではないかというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） いろいろな意見の中で観光DMOはDMOであってもいいよと、あれは観光による地域づくり法人なのです、どちらかというとプラットフォームをつくるという、カンパニーではなくて。というのが国の仕掛けなのです。どうしても行政が入ってはいけないことはないのです。連携すればいいというのが定義なのです、Q&Aにもありますけれども。丸抱え、予算も、業務委託としてやる業務委託も、ばあんとある。補助金も出て、実績報告を求めない。こんなでたらめなやり方は、観光DMO、法人にとっても本当によろしくないと思います。そこで、以前からもあるのだけれども、だから観光DMOだけにして、観光振興課をなくしたらどうかという議論を述べられる議員もいました。ちょっと観光交流機構の人員に、職員3人派遣しているわけでしょう。全部人件費なのだけれども。観光振興課の職員、何人ですか。それぞれ教えてください。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

観光交流機構、それから観光振興課、私も含めると30人を超える人員でございます。その中から、やはり今後は佐渡として観光施策をどのように担っていくのかというところで、組織の在り方というものを含めて人員のほうも考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 観光DMO、毎年、登録抹消が出ていますよね。それは2つあって、1つは全然観光DMOの要件を満たさなくなったものもあるし、観光DMOをやっている者が当初の目的からうまくい

かなくなってやめたというのものもある。だから、地域によっては観光DMOというものと観光協会従来型のものがあるということもある。もっと言うならば、地域地域にあって、自分らが自分らで、この財政はささやかだけれども、自分らで頑張っただけでやろうなということもあるのだ。ところが、観光DMOは平成30年からなのだけれども、さっき言ったようにプラットフォームづくり、地域連携をやっていく、人づくりをやっていくということなのだけれども、その間、市長が起業や、上場企業になろうかというのものと。いろいろな人や商店も増えている。そういう意味でいうと会費収入が極めて少なくありませんか。なおかつ、この観光DMOの会長というのは、連合商工会の会長か何かではないですか。そういう意味でいったら、もっともっと増やして、裾野を広くしていくということが要るのだけれども、今何人いますか。当初に比べて何人になっていますか。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御説明いたします。

令和5年4月1日現在でございます。正会員として、37団体でございます。それから、支部会員がございまして、各地区に分かれております。相川地区が23団体、中央地区が94団体、南佐渡地区が135団体でございます。それから、両津地区が21団体でございます。合わせると300団体を超えています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） だから、プラットフォームづくりということは、正会員が37団体というのは少ないですか。観光交流機構の定款見ると、それぞれの団体が負担金を持つみたいなのもあるではないですか。佐渡汽船も入っているし、新潟交通も入っているし、さらに農協も入っているし、やっぱり身銭を切るということはその組織をよくしようということで、佐渡市に余裕があるからばさばさ使えるという話ではない。しかも、観光交流機構の会長は商工連合会の会長だと。こんないい話はないではないですか。違いますか。

○議長（近藤和義君） 岩崎観光振興部長。

○観光振興部長（岩崎洋昭君） 御質問いただいた件につきましては、今後の組織の在り方というものを検討していく中で、当然会員の在り方というものも議論されていくというふうに思います。その中でやはり、先ほども御質問いただきました財源についても整理をし、会費の負担ということにつきましても当然検討して、整理をしていかなければならない。組織の在り方、会員の在り方、そして会費の在り方というところで議論を進めていかなければならないこととして考えております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 代表監査委員が忙しくて出てこれなかったようなので、議会選出の有能な監査委員が出てきてくれております。監査委員は、地方自治法では見識のある人でないと監査委員になれませんので、我々はなれない。山田議員はなっているのですが、せっかくだからお尋ねをしたいと思うのです。

令和3年度と令和4年度、令和3年度はでたらめな決算であった、予算要求も。令和4年度も含めて、規程も何もなく補助金を出していたということなのだけでも、代表監査委員に聞こうと思っていたので申し訳ないですが、あなたが議員だったら、この予算や決算は認定しますか、否決しますか。

○議長（近藤和義君） 山田監査委員。

○監査委員（山田伸之君） 説明をさせていただきます。

私はあくまでも、この場にいるのは監査委員としての立場で立たせていただいておりますので、今の御質問はお答えすることができません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 以前、肉用牛の十何万円だかを副市長に、あなた方、認定できますかと言ったら、不認定ですと言いましたから、大丈夫です、山田監査委員。誰も心配はしませんので、どのように考えているか、もう一回答お願いしたいと思います。

○議長（近藤和義君） 山田監査委員。

○監査委員（山田伸之君） 繰り返しになりますが、あくまでも私は監査委員という立場でこの場に出させていただいておりますので、その御質問にはお答えすることはできません。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 分かっている当初予算も賛成して、令和3年度も賛成したのだらうと思うのですが、ぜひ問題があれば、やっぱり改善していく。問題を隠しながらやったらうまくいかないというふうに私は思います。

そこで、最後、やり残した問題ちょっと聞くのですが、介護保険事業計画の問題です。市長はこの間の実態調査を参考に介護手当なども検討しているというお話がございましたが、国のアンケートの形式だから、本当に実態に合ったアンケートになっていないのではないですか。あなた方、高齢者のみ世帯が非常に割合高い、特別養護老人ホームに入りたくても入れない人が、あなた方の推測でも全体で400人、500人いて、そのうち本当に要るといふ人が200人ぐらいいると、こう言っているのだけれども、そういう方々に今何が必要なのか聞いてみたという内容になっていますか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

国の定めた高齢者実態調査のほかに、在宅で介護している、実際に介護されている方への実態調査も行いまして、そちらをクロス集計して現状把握に努めているところでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） あなた方が絶対やらない。在宅介護で一体幾らぐらい費用がかかっていますかというの、やっていますか。平均では、これ古い資料なのだけれども、国の公益法人がやった2016年の資料では、介護1から介護5までの間で平均3万円かな。ちょっと資料見つけれない。もう出ているのです。これ2016年ですから、それからもう年月もたっていて、もっともっと高くなっているのだというふうに私は思うのですが、そういう調査していますか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） そのような実態調査はしておりませんが、国のほうの見える化システムと

というのがございまして、そちらのほうで給付実績から分析することは可能となっています。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 介護保険ができて23年、改悪に次ぐ改悪で、介護保険はもうどうしようもないのではないかと。介護保険当初賛同していた方からも、今本を出している。こういう時代になっている。この前も以前の議会でもありましたが、7つの改悪をやろうとして自己負担を上げる、保険料を上げる、こういう中ですから、実態としてやっぱり手を差し伸べていく必要があるだろうと。先ほど言いました公益財団法人家計経済研究所によりますと、在宅にかかる費用は平均で5万円なのです。平均で5万円。聞きたいのだけれども、つくしの関係を見ております。つくしというのはもともと旧小木町がやったいい施設だったのです。それは平成22年に社協にあなた方は身売りしたでしょう。この前の本会議答弁だと、うまくやっていくことができないので、廃止をしたいということなわけだ。違いますか。それで、どう関わりましたか。説明もやり方もやっぱりちょっとでたらめ過ぎたのではないかという声を地元の方からも聞きましたけれども、先ほど。どうですか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

短期入所のつくしにつきましては、社会福祉協議会が運営する事業所でございますが、こちらのほうは経営収支の大幅な赤字ということで、事業廃止の方向性を決定したものでございます。4月27日に地域説明会がございまして、参加者30名、ほとんど利用者の方の家族の方が多かったようですが、やはりその中にも今議員御指摘のような意見も幾つかあったというふうに伺っております。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 西三川のデイサービスセンターも地域密着型の、事業者としてはもうかるものになる。だけれども、要支援1、2は行けませんよね、あれは地域密着型。全国調査では、今度の介護保険の改定も含めて、物価高騰やいろいろなことの中で、介護事業所の約3割が倒産か廃業するだろうと言われている。今後、そういったところも佐渡でも起きる。そういったときに公的なサービスがやっぱり重要なのだろうかと、こう思います。

先ほどちょっと聞くの忘れまして、DMOの関係で。今、観光振興課長が観光庁から来てくれた方。ナンバーツーがJTBの職員が今主幹としているわけですから、思い切って観光振興課をJTBに任せてみたらどうですか、市長。そういうのがいいです。こんなでたらめな会計もやりませんから。観光庁から来て、JTBがいるのだから、最強コンビではないですか。企画部長、笑っている場合ではないです。これどうですか、市長。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 大変面白いなと思いますが、やはりこの地元に基づいて、外部から血を入れながら、新たな見識を持って、特に観光については今までと同じことをやっていたのではもうどんどん、二歩、三歩遅れていくわけでございます。そういう点で、外からの力を入れて、中の人間を育てながら、持続可能な観光地にしていく。そしてまた、このDMOの問題、一つだけ申し上げますと、やはりしっかりとDMO本体がDMC的機能を持ちながら観光地域づくりをしていくと。本来のその趣旨を、今回DMOは外れていると私は考えています。ですから、その趣旨に沿ったDMO、そして観光全体を考えるDMO、そし

て地域観光ツアー、観光案内等も含めた中で、しっかりと形体を分割しながら、我々としても一緒に取り組んでいくということで今議論を進めておりますので、今回の調査結果を踏まえまして、できるだけ早急にその方針をしっかりとお示ししたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 2秒では無理なので終わります。

○議長（近藤和義君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

午前の会議はここまでとし、休憩いたします。

午前 1 1 時 5 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（近藤和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。傍聴に来られた皆さん、このお忙しい中ありがとうございます。一般質問を始めます。

日本共産党市議団の中村良夫ですが、新型コロナウイルスが5類移行になったとはいえ、医療や福祉の体制の抜本的強化が必要である。さらに物価高騰が続き、暮らしも仕事も大変な市民の皆さんは引き続きたくさんいる。佐渡市政が市民、地域の声をよく聞き、安心安全な暮らし、社会、福祉、社会保障を充実させることに積極的に取り組まなければならない。その角度で質問をします。

第1の質問は、公営住宅の充実について。いわゆる市営住宅。1点目は、公営住宅の家賃減免制度の状況、そして減免制度の認識と周知徹底について。これは、私は平成27年6月と9月定例会、一般質問で家賃減免を取り上げさせていただき、それ以降、佐渡市の公営住宅の家賃減免制度が実施されてきた経過である。コロナ前からコロナ禍による、減免制度等の状況についてお伺いします。

2点目は、公営住宅に入居する際の条件としている連帯保証人を免除すると。これは、国土交通省より既に佐渡市へ通知が来ている。これも私は令和2年3月定例会、一般質問で住宅入居を必要としている市民の切実な声を紹介しながら取り上げました。当時佐渡市は、連帯保証人は2人を求めていましたが、その後、連帯保証人を1人にしました。さらに、コロナ禍、物価高騰が続き、社会状況がさらに厳しく、身寄りのない高齢者など、公営住宅に入居したくても連帯保証人が見つけられないと、市民から切実な声を聞いています。連帯保証人が見つけられないことから入居を辞退するか申込みを断念することがないようにしなければならない。したがって、国、先ほど言いました国土交通省住宅局は、保証人の確保を前提とすべきではないと、こういうことを佐渡市に2度も通知を出しているのです。だからこの際、国土交通省が言うように、公営住宅の連帯保証人は不要にすべき。答弁を求める。併せて、市立病院の入院の際の保証人は必要ないと市民から意見をいただいていますけれども、どうでしょうか。

第2の質問は、子育て支援について。1点は、就学援助制度の認識、受給状況と制度の周知徹底について

て。

2点目は、生活保護基準に基づく適用基準1.3倍から適用基準を引き上げるべきである。現在の適用基準の1.3倍は8年目で、この間、物価高騰、保護者の賃金が上がらないなど、子育て世帯から生活が大変だと切実な声を聞いている。これでは就学援助制度が利用できなくなる可能性がある。新しい教育長と文部科学省から若々しい教育次長が来られましたので、この際、就学援助制度が利用できるように適用基準を引き上げるべき。答弁を求める。

3点目は、学校給食費の無償化の開始について。いよいよこのテーマになってきました。私は2月定例会で、なぜ佐渡市は小中学校の学校給食費無償化にしなければならないのかと、2月定例会で明らかにさせていただきました。私の議会報告、市民の皆さんへ周知宣伝、議員活動を行っております。保護者の皆さんは期待している。渡辺市長に期待している。学校給食費の無償化の開始日程について、具体的にお伺いします。

第3の質問は、認知症、鬱病予防に補聴器購入費制度について。1点は、令和4年度の実施状況について。

2点目は、この助成制度の周知徹底と補聴器助成制度は市民から非常に評判がいいと。渡辺市長の政策である。今後の継続事業としての対応についてお伺いします。

最後、第4の質問は、厚生労働省は生活保護の申請は国民の権利ですと言っています。1点は、コロナ禍前からコロナ禍になっての生活保護の受給者、世帯数の状況について。

2点目は、憲法で保障されている市民の生活を守る生活保護制度の認識と周知徹底についてお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、中村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、市営住宅の充実でございます。市営住宅の家賃減免制度、これ平成27年度に要綱を制定し、適宜入居者に周知を行い、制度の適切な運用に取り組んでおるところでございます。連帯保証人につきましては、現在のところ令和2年度から県営住宅と同様の取扱いに変更し、1名の保証人を求めているところでございます。ただ、いずれにいたしましても今後住宅に困窮する低所得者に対しましては、的確にいろいろな相談を受けながら、公営住宅が提供できるようには努めてまいりたいと考えているところでございます。数字の詳細につきましては、建設部長から御説明をさせます。

また、市立病院の入院時の身元保証人でございますが、緊急時の連絡先としての役割もございまして、原則として身元保証書の提出をお願いしております。しかし、身寄りの全くない方などは身元保証書の提出がなくても入院していただいているのは、入院の場合の現状でございます。

続きまして、子育て支援でございます。本市で子育て支援につきまして、やはり出産から大学の支援まで、広く様々な形で総合的に取り組んでいるというのが私の子育て支援の仕組みづくりでございます。これは、就任して以降、生まれてから、そして大学に行くときの奨学金の制度、これも私自身は改善させて

いただいたというふうに考えておるところでございます。そういう形で、総合的に子育てをする上での支援と考えております。そういう点から、就学援助制度の充実及び学校給食費の無償化について、私どもの考えとしてはやはり、全体の予算増の中からどこをどういうふうに枠をつくりながら支援を考えていくかということになってくるわけでございます。今財源、議員御承知かと思いますが、交付税も大きく切られる中で、国、県に財源がないものについては、やはりあれもこれもではなくて、あれかこれかにしなければいけないという現状でございますので、そういう点も踏まえながら様々な形で子育て支援、生まれてから育つまで、佐渡で安心して育てる、そんな仕組みをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。この就学支援制度の充実及び学校給食費の無償化につきまして、詳細については教育委員会から御説明をさせていただきます。

続きまして、補聴器購入費助成制度でございます。制度の周知は市のホームページや介護保険の冊子の掲載、医療機関などと連携して、受診の際に必要な方へ周知を行っておるところでございます。基本的には、これは非常に市民の皆さんも喜ばれているという話を私も耳に入っております。元気な生活を送るために必要な支援事業だと私も認識しておりますので、現状そのまま進めていくということが大事だろうというふうに考えております。なお、令和4年度の実績等につきましては社会福祉部長から御説明します。

最後に、生活保護制度でございます。国が最低生活の保障と自立を目的とし、生活に困窮する方に対する支援制度、これが生活保護制度の認識であり、我々としては本当に困った方は生活保護を利用していただくということはもう当然でございますが、やはりしっかりと働いて、安定した生活を送れるような、そんな支援のほうも我々は国、県と併せてしていかなければいけないというふうに考えております。生活に困っている方が必要な支援につながるように、社会福祉課内の総合福祉相談支援センターをはじめ、民生委員、生活困窮者相談窓口、医療機関などと連携しながら支援、周知を行っておるところでございます。なお、生活保護の受給者、受給世帯数につきましては社会福祉部長から御説明をさせます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 香遠教育長。

○教育長（香遠正浩君） それでは、子育て支援につきましてお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、制度の周知を図るため、毎年4月に学校を通じて全児童生徒の保護者宛てに申請書などを配付し、また申請漏れを防ぐため、保護者には申請希望の有無にかかわらず申請書を提出するようお願いをしております。あわせて、市のホームページでも周知を図っているところであり、令和3年度、令和4年度では、全体の約2割を認定しております。また、現在、佐渡市の認定基準は生活保護基準の1.3倍以下としていますが、県内他市の状況も、そのほとんどが1.3倍以下となっており、現時点で基準の引上げは考えておりません。

続きまして、学校給食の支援でございますが、現在、物価高騰に伴う食材費の上昇分を市が補填しているところであります。また、要保護、準要保護の児童生徒分につきましては、給食費の全額を補助しております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） それでは、市営住宅の件につきまして御説明いたします。

家賃減免制度につきましては、入居者に対し、家賃決定時及び収入申告書提出依頼時の年2回減免チラシを同封し、周知しております。なお、次年度の家賃決定通知の際には、現在減免を受けている方で次年度の所得が減免対象となる可能性がある方には、減免申請書を同封し周知しております。また、収入申告書提出時や滞納に関する対応などでお問合せがあった場合にも、本制度を積極的に紹介しているところです。

次に、連帯保証人につきましては、県の制度に準拠して1名を確保するよう求めています。しかし、親族及び知人が不在であって、連帯保証人の確保に向けて相当の努力をしても、なお確保ができないなどの特別な事情がある場合には、一定期間の猶予などできる制度を定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） それでは、補聴器助成事業の実績について御説明いたします。

令和4年度は、112件の助成を行っております。

続きまして、生活保護の受給者世帯数について御説明いたします。令和元年度が368世帯481人、令和2年度は369世帯481人、令和3年度が362世帯476人、令和4年度は357世帯474人となっております。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） それでは2回目の質問をしますけれども、私の質問は4項目、5項目ぐらいあるけれども、みんな易しい質問です。それで、市民の皆さんに分かりやすくお話し、分かりやすい答弁求めていると思います。2回目確認ですけれども、やらないという答弁は受け付けない。そうでしょう。前向きに。ここまで来ると、前向きに検討したいとか、検討したいものを、百歩譲っていいかなと思うのだけれども、実施すると、いよいよ。こういう答弁でない、ここに立つ意味がないのです。

では、2回目、公営、市営住宅について。建築住宅課の資料からパネルを御覧ください。これ前に使ったやつですけれども。最初におさらいをしますと、平成23年度から平成26年度までの市営住宅の家賃減免の世帯が、これ見ても分かるようにゼロ世帯だったのだ。私は、先ほども言いましたように、平成27年6月定例会の一般質問で家賃減免を取り上げました。その後、当時のこれ平成27年6月定例会の議事録、当時、甲斐市長。清水建設課長だった。ここでやり取りが書いてあるのだけれども。その後、平成27年度から佐渡市の市営住宅の家賃減免制度が実施されました。パネル御覧ください。平成27年度から、30件から始まり、平成30年度105件、減免を受けている人ね。令和2年度は115件、そして減免制度利用世帯が毎年増えていると。これは佐渡市の資料からパネルにしたものですので、間違っていないけれども、さらにパネルを御覧ください。これが一番新しいやつだ。コロナ禍になり、令和3年度118件、令和4年度が120件と。皆さんに分かりやすいように赤マジックで数字を記入したと。そこで、佐渡市の資料によると、600世帯のうち、一番下、120件が減免制度を受けていると、こういうパネルです。

そこで、減免制度の周知を徹底すれば、数字が出る、増えるのではないのでしょうか。これ部長に確認します。どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

周知のほうで増えているかというところについては、確かなところではないですが、年々減免世帯が増えていっているということは事実でございます。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） もう一点だけ建設部長にお聞きしますけれども、せっかく来られたので。それで、今後さらに物価高騰は続いていきます。あれもこれも上がる。やっぱり市営住宅に入居されている以外の方も生活が大変ですけれども、特に市営住宅に入居の皆さんは大変であります。さらに、今言ったように、もう周知の徹底だ。渡辺市長の市役所にはこういう制度がありますよというのを周知徹底。周知徹底をさらに強く求める。部長、どうですか。

○議長（近藤和義君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

減免制度の周知につきましては、答弁のとおり、2回今やらせていただいております。市営住宅へ入っている方、全ての方にチラシをお配りしておりますし、周知のほうはできているかと思っております。内容等が不明なところ等、また問合せ等については、丁寧な対応でお知らせしたいと思っておりますので、何か御質問等あったら、お問合せのほうをしていただければと思います。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 公営住宅については、建設部長、減免制度の周知徹底よろしく申し上げます。

もう一点は、今回テーマになっている連帯保証人についてです。これもおさらいしますけれども、令和2年3月定例会の一般質問で取り上げたときの、これは議事録ですが、ここに全てやり取りが書いてある。これです、ぜひお願いしたいのですけれども。その後、佐渡市は連帯保証人を2人から1人にしたのです。それで、現在佐渡市は新潟県に見習っているようだけれども、見習う必要はない。ここが私、ポイントです。なぜかという、社会状況も変化している。そして、国の、先ほど言いましたけれども、国土交通省が言っているのです、2回通知を出している。そこには、保証人の確保を前提とすべきではないと言っているのです。新潟県も、今後やる予定ではないのでしょうか、ゼロにする。私はそう思っています。ただ、佐渡市は市営住宅の連帯保証人は不要だと。最初は建設部長に聞くけれども、もう一回、どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

現在、平成2年から連帯保証人というところを定めてございます。そこで、新潟県に準拠しまして、そのとき2人から1人ということで、変更して対応させていただいております。連帯保証人につきましては、債務の保証や緊急連絡先等も兼ねておりますので、現在のところ1名のまま、このままいきたいと考えております。ただ、県の状況や他市の状況も踏まえて、注視していきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 事務的なことを1点だけお伺いします。

建設部長は、現在、市営住宅に入居できる戸数、世帯数、これ市報を見れば毎月書いてあるのですけれ

ども、現在幾つぐらい入居できる戸数、世帯数、お分かりでしたら御答弁をお願いします。

○議長（近藤和義君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

市営住宅、現在入居できる戸数は615戸でございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後に市長にちょっと答弁いただきたいのだけれども、今やり取り聞きながら、国土交通省は連帯保証人いいですよって、ざっくり言えば。私は百歩譲って、県の一人だから、県を見習って状況見ながら佐渡市も考えるって言ったけれども、市長に考えてほしいのは、百歩譲って、単身の75歳以上の高齢者や障害者、生活保護受給者、ずっと並べますけれども、DVの被害者などに限り連帯保証人がいなくても市営住宅に入居できるようにしたらどうですかと、私それは聞くのですけれども。そして、併せて今後も連帯保証人の免除や柔軟な対応、運用を私は渡辺市長に求めたいと思うのだけれども、どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 大変な人を助けていくという側面もあるのは事実でございますが、一方で、やっぱり我々税金を使いながら多くの市民の皆様そういうものを提供していくわけでございます。そういう点で、もし何かあったときにどのようにしていくかという問題を考えたときに、単なる収入の面だけではなくて、連絡先も含めながらそういうものを確保していくということは、私自身は大事だろうというふうに考えております。そういう点で、県も1名ということで取り組んでいるのだろうと思っています。

また、個別の案件につきましては、これは様々な生活保護の問題もございますので、その中で議論していく案件だと思っておりますので、1個1個の案件の中でこれだから要らないということはちょっと今の場で言えませんが、そういう課題を整理した上で、またどんな可能性があるのかというのは議論していくべきだろうと今考えております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私は渡辺市長にそんな無理なことは言いませんけれども、やはり国の国土交通省もこう言っているよと。そこは、これから社会状況も変わってきて、柔軟に対応したらどうでしょうかということで質問をしました。

次に行きます。就学援助制度の適用基準の引上げについてです。私の質問は、ずっとやってきたのだけれども、自分で答えを出してしまうのです、先に。出してしまうのだ、癖なのだ。だけれども、やっぱりせっかく新しい教育長が来たり、それから国の文部科学省から教育次長が来られました。ベテランの磯部教育次長もいらっしゃいますので、あんまり答え出さないから、私。答えてもらうから。そういうコーナーですので。困ったら渡辺市長に回せばいいのだから。財源も、こちら持っているから。

資料要求に基づいて質問します。生活保護基準に基づく適用基準、就学援助制度というのはお金の心配なく、そういう制度があるということですよ、小学校、中学校。教育長が答えられましたけれども、結構利用しているのだよと。それで、確認ですけれども、適用基準が1.3倍だと。これは、平成27年から1.3倍にして、何年目ですか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

既に8年経過し、今年は9年目になります。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 8年目ですと、そう答えてほしかった。8年だよね。

〔「9年目」と呼ぶ者あり〕

○17番（中村良夫君） 9年目か。ごめんなさい。なおさら悪い。9年目だったら、もうとっくのとうに賞味期限が切れている。9年目か、ちょっと私の認識は8年目だと思ったのだけれども。この間、先ほども言いましたけれども、コロナ禍、そして物価高騰、物がどんどん上がって、下がることないのだから。そして、保護者の賃金が上がらない。佐渡はもともと物価が高い。教育次長、こんな物価高いとは思っていませんでしたと思うのだけれども、低所得の方が、失礼だけれども、多いのです、離島で佐渡は、悪いけれども。それで、厳しい子育て世帯が多い。その認識と、就学援助制度の土台。土台となっているのは、物差しになっているのが生活保護基準です。この間、この生活保護基準、基準となっている生活保護がどうなっているのか、状況、認識をお伺いします。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

生活保護基準については、大体5年ごとにそういったもの見直しをされているようでございます。そのたびに我々のほうにも通知のほうは来てございますが、そこも見ながら、それから他市の状況、そういったものを見ながら、我々のほうは現状の1.3倍というところを行っているところでございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） では、私のほうから重ねて言いますけれども、厚生労働省は2022年12月24日、5年に1度の生活扶助基準の改定を発表しました。物価高と世論に押されて、本来ならば平均2%の引下げになるところを、2023年から2024年か、これは据置きとしたのです。前も問取りで話したのですけれども。だから、これから2025年以降については改めて検討するとしていますが、実際のところ、2013年から2015年、そして2018年から2020年か、もう相次いで生活保護基準が引き下げられている。上がったことはないのです。それはもう社会福祉部長は分かっている、担当だから。この間も、さっき言ったように佐渡市は適用基準が1.3倍、9年。1.3倍の基準を上げない、私は上げるべきだって言っているのに。これが質問のテーマです。上げないのではなくて上げると、そういう答弁を私求めるのだから。変わってもいいのです、上げないって言ったけれども、上げてもいいのです。そうしたら、もう次の質問に行きますので。制度が利用できなくなるのです、このままだったら。

簡単に説明すると、これが生活保護の基準だとする、これが基準なのです、就学援助制度。違う制度もそう。これが基準になっている。そうしたら、就学援助制度というのは、生活保護と一緒にならないように1.3倍にしているわけ。分かりやすい説明でしょう。これが下がっていくわけ。ずっと引っ張られている、1.3倍。これ上げなければいけない。誰が考えたって分かるでしょう。新しい教育長にこういう上から目線の話をするのは失礼かもしれないけれども。あなたも文部科学省から来て。これが下がっているわけ。そうしたら1.3倍、これを上げてほしいと。これ制度が利用できなくなるのですけれども、どう対応しますか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

生活保護基準、見直すに当たっては、様々な識者、そういったところから情報を得ながら、また消費実態、そういったものを調査した上で、国のほうで現在はこの水準だねというところを示しているものでございます。それに倣って我々のほうも、それよりもさらに上の1.3倍というところの基準を設けてございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） では、今は磯部教育次長が答えたから、磯部教育次長に答えを求めるわけですが、では厚生労働省は、生活保護基準が物差しになっているのだけれども、生活保護基準が減額となった場合どう言っているのですか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

厚生労働省、多分議員と言われているのが同じかどうかちょっとあれですが、平成30年の通知、それでよろしいですか。厚生労働事務次官からの通知でございますが、本年10月1日より新たに生活保護基準を見直すことにしていますと。この基準見直しに伴って、政府としてできる限り影響が及ばないようにするため、全閣僚で対応方針を確認しているというところ、それに伴って、地方自治体におきましても御理解いただき、適切に御判断、御対応いただきますようお願い申し上げますという依頼の文書です。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 今教育次長が答えたとおりののですけれども、厚生労働省は生活保護基準額が減額となる場合は就学援助制度に影響が及ばないように対応しなさいと、こう言っているのです。だから、生活保護基準が基準になっているのです。就学援助制度だけではなくて、佐渡市のいろいろな制度ありますよね、影響を及ぼさないように対応しなさいと。だけれども、これ影響、1.3倍を引き上げないと、黙っていたら影響します。

そして、1個質問する。基準を上げる判断、教育長か、市長サイドなのか、どちらが判断しますか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

これお金が絡むものでございます。まずは担当部署のほうで他市の状況、そういったものを調査した上で、これが妥当ではないかという判断をします。それを、我々の場合であれば教育長とも相談しながらやりますが、その後、やはりお金が関わることでございますので、財務部の査定なり、市長査定なり、そういったものにはかかることもあります。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） では、易しい質問します。教育総務課の資料を頂きました。新しい教育長は、新潟県内見ると、ほとんどが1.3倍だと。そのとおりののです、ほとんど。右へ倣え。だけれども、1.3倍以上のところ、あるではないですか。1.3倍以上の自治体はどこですか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

市町村名までは、よそのことなので控えさせていただきますが、3市ほどあるかと思えます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私は、磯部教育次長の代わりに答弁します。市長、聞いていてください、1.3倍以上の自治体。だって、資料に書いてあるのに何で答えないのか。三条市、1.35倍、新発田市、1.42倍、阿賀野市、何と1.5倍。

では、質問しますけれども、引き上げている理由は何ですか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

やはり他市の状況、それはそれぞれの市の施策があるかと思えます。その施策については、他の市町村がとやかく言うものではないと思っております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私は、お聞きしましたけれども、そこの教育長と首長の判断だと。だから、今後、これからだ、今日、本会議場で答弁を求めたいのだけれども。この1.3倍、9年だ。もう約10年だ。社会状況、いろいろな状況変わっているわけでしょう。それだったら、やっぱり改革しなければ、1.3倍を。ぜひ教育委員会と市長サイドで問題を共有しながら検討していただきたい、どうですか。

○議長（近藤和義君） 磯部教育次長。

○教育次長（兼教育総務課長）（磯部伸浩君） 御説明いたします。

やはり財源に限りございます。佐渡市全体でそこは考えていくべきものと思っておりますので、現在においては教育委員会としては据置きというところで動いております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） ではぜひ、本当に。すぐです、大体県内、1.3倍のところが多いか分からないけれども、引き上げるのは。そういう状況を見ながら研究していただきたいと思えます。

学校給食費の無償化、佐渡市はいよいよ開始についてです。もう具体的に質問をつくりました。そうしないと、なかなか実施ができないもので。教育次長は、文部科学省から、わざわざ東京から佐渡へ来られました。御苦労さまです。私も東京から来ているのです、二十何年たちましたけれども。

そこで、学校給食費無償化、東京23区でも広がっている、実施が。教育次長、東京から来たから御存じでしょうか。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

東京都内はじめ、給食の無償化を実施している自治体があるということは承知しております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 初めての本会議だから、教育次長、短い答弁はさっぱりしていいのだけれども、もうちょっと肉づけして言ってほしいのですけれども。一応新しく議員とこうやって話するのはびびりますけれども、では私のほうから、市長聞いてほしいのだけれども、新年度から、小中学校給食費無償化は中央区、台東区、品川区、世田谷区、北区、荒川区、葛飾区で7区、足立区は中学校の給食費無償化、年度途中で導入方針は江東区、杉並区、最近の情報としては、何と板橋区、そして中野区、豊島区と江戸

川区、この3区は今後検討する。いずれにしても、ざっくり言うと東京23区中14区に広がっている。

ではそこで、各区はなぜ学校給食費無償化する。理由はお分かりですか。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

昨今の物価対策ということもあるかもしれませんが、子供支援対策ということもあろうかと思いますが、それぞれの目的や置かれている状況、課題に応じて、各自治体で判断されたものと承知しております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 正解です。あなた、よく勉強しましたね。そのことを佐渡市にエネルギーを吹き込んでほしいのです。今答えたように、23区の実施で、市長、だんだんとやってみようかなと思うでしょう。そうなのだ。各区長はというか、その教育委員会、何て言っているかという、物価高騰対策としての保護者の負担軽減や子育て支援などを挙げていますと。だから、教育次長の言ったとおりなのです。

それで、私は2月定例会で、なぜ佐渡市は学校給食費を無償化にしなければならないのかということをも明らかにして、これ議会報告ですけれども、市民の皆さんに宣伝、運動しています、私は。新しい教育長と教育次長、初めて見ると思うのだけれども、これが小中学校の学校給食メニュー。私は、もう大分前だけれども、自校式やっている学校ありますよね、1つ、それとセンター方式、これを試食しました。あえてお聞きしませんけれども、非常においしいです。ある自校式の学校の先生は、新潟からこちらに単身で来ているから、唯一エネルギーだって、給食が。朝と夜は適当に食べているのでしょうか。そう言っていました。

それで、議会報告に戻りますけれども、なぜ給食費を無償化にしなければならないのか。1、学校給食費が子育て世帯の大きな負担になっている。小学校で1人当たり年間5万6,800円、中学校で6万6,000円、子供が複数の世帯では2人分、3人分と、大きな負担となる、これが1つです。メモってほしいのです。2つ目に、佐渡でも少子化である。教育総務課の資料によると、児童生徒合わせて、令和4年度、3,305人しかいないのです。小中学校です。3,305人。3番目、佐渡市には財源はある。無償化に必要な予算は約2億113万円。佐渡市からの資料によると、財政調整基金が51億5,000万円、地域振興基金が53億円を使えば無償化できると私は考える。4番目、東京23区、新潟県、全国の自治体の224自治体で学校給食費無償化実施がどんどん広がっている。

そこで、ここの議会報告にも書きましたけれども、最後は佐渡の子供たちを何とかしたいという思い、学校給食費無償化実施するという、開始日程も含めて、新教育長と佐渡市長のやる気と決断ですと。新教育長、香遠教育長、今の質問、渡辺市長もそうですけれども、実施する決意をお聞きします。もう実施すると言うのですよ。教育長、最初どうぞ、失礼ですが。

○議長（近藤和義君） 香遠教育長。

○教育長（香遠正浩君） 基本的に給食費は食べる人が払うべきだと思っておりますが、物価高騰の折、自治体が負担してくれるとなれば、保護者はありがたいでしょう。しかし、佐渡は財源に余裕があるわけではありません。そのような中、給食費を無償化することで、他の教育予算が削減されるようでは困ります。それは、児童生徒、さらには保護者も望んではいないと思います。要保護及び準要保護家庭に対しては無償としておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） いいのです。それは教育長の答弁で。

それでは、もう最後だ。渡辺市長にお聞きする。渡辺市長は、国の方向性、国待ちのお考えですか、渡辺市長。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 常に申し上げておりますけれども、子育て支援は給食費だけの問題ではないというふうに考えています。すなわち、佐渡の場合、私自身、やはり特にお金がかかるのは大学ということなので、奨学金、帰ってきた場合は全額佐渡市が持つと、こんなすごい制度になっていますし、保育園2人目無償もいち早く取り組んでおるわけでございます。多くの課題を少しずつ整理してきているわけでございます。その中で財源をどう確保するか。国が一定程度財源を負担するという流れになれば、それは当然、それを最大限活用して市民の皆様にもそういうものを提供していくというのは、もう行政の我々の当然の仕事でございます。そういう点から、全体像を見据えることと、今議員からも御指摘があったように財源の確保、もしくは例えばふるさと納税を大幅に伸ばしていく、それを子育て財源にしていく、そういう形もあるわけでございますので、そういう点も含めながら、ちょっと前段申し上げたように、やっぱりあれもこれもというわけにはいきません。これを一つ出せば何かを削らなければいけないということは市の単独費の中で出てくるわけでございますので、やはり財源の確保というのが非常にやっぱり大きな課題になるというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私あれもこれもなんて言っていないのです。学校給食費がテーマなので。これ誰か言ったのだ、歴代の市長で、あれもこれもできませんと。そういうのはいいのです。

優しく言いますので、教育次長、国が学校給食費無償化をやる気、実施する方針ですか。あえてお聞きします。

○議長（近藤和義君） 鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木健一郎君） 御説明いたします。

国のほうでございますけれども、ちょうどおととい閣議決定されましたこども未来戦略方針というものにおいて、学校の給食費の無償化を実施する自治体の成果と課題の調査、そして課題の整理と具体的方策の検討ということが記載されております。文部科学省としてもこちらに記載されたことを踏まえて、課題の整理を行っていくということをお聞きしております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 今お答えしていただいたのですけれども、私調べましたら、国はやはり財源、そして議論、これやっぱり先送りにしているのだ。だからこそ、国待ちではなくて、全国の自治体は自分の自治体でやっているわけ、給食費無償化を。だから、渡辺市長にも私今回言いたいのは、期待もあるかもしれないけれども、国を待たずにです。だからこそ、さっき言ったように全国の自治体が頑張っていて、無償で給食が食べられるようにしているのです。

板橋区は、さっき言ったのは実施しているのですけれども、給食費を、児童生徒数は約3万3,000人だ。無償化経費が、小学校、中学校合計で約9億400万円。もちろん佐渡と規模が違うけれども、佐渡

は約2億円で、予算として実施したらそうなるのですけれども、規模は違うけれども、私何を言いたいかというと、国を待たずにして、子供たちのために佐渡市として、自治体として、保護者が負担していた給食費の全額を……違う。今さっき話したのは板橋区だ。板橋区は理由として9億400万円かかるって言ったでしょう。佐渡と規模は違うけれども、この板橋区は国を待たずにして、子供たちのために、自治体として板橋区として、保護者が負担していた給食費の全額を板橋区が9月から補助します。佐渡も、私何を言いたいかというと、国を待たずにして、佐渡市として学校給食費の無償化を私強く求めてきましたけれども、今回強く求めますけれども、これが最後です。どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私があれもこれもと申し上げたのは、今よそより進んでいる仕事もしながら、またよそと同じものを入れるというのは、あれもこれもというお話になるということをお願いしたところでございます。

それでいうと、例えば奨学金の財源をなくして、今度こちらに回すとなると東京並みになるのかもしれないです。ですから、本当にそれがいいのかどうか含めて、ただ私としてはやはり一番お金のかかるときに支援をしていくというものはなくしたくないと思っています。また、私自身、子供が東京におりますが、正直申し上げて、保育料を聞きますと、やはりうちの倍ぐらいになっております。1人6万円弱ぐらいというふうになっております。そういう点でも、やはり東京の今言われたような23区よりかなり進んだ子育てでもしておるということでございます。ただ、私自身、給食費の無償化というのができる限りはしていくというのはもう議員の御指摘のとおりだと思っています。ただ、いずれにいたしましても、それをやるに当たって子育て枠の財源をプラスで持ってこなければいけないという、この認識だけはしていけないと、いつか財源が、財政調整基金等を含めたものを使ったときに財源がなくなったときは全部やめなければいけないということになるわけです。私自身、やっぱりそこは責任を持って、持続可能な子育てがどうか、それが一般財源に対して幾らまで出せるのか、そこをしっかりと考えながら、こういう要望に対してでき得る限り取り組んでいくという形に進めてまいりたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私は、これ渡辺市長が子育て支援を一生懸命やっている市長だと思いますので、もうここまで来ると、絶対実施していただきたい。渡辺市長にやっていただきたいという期待があります。保護者も。私聞かれます。いつやるのですかと。もう具体的にこうなっているわけ。そうなのです。伊貝副市長、支えてあげてください。

それで、来年のことは午前中のあれでちゃんと言わなかったのだけれども、今の仕事を一生懸命やると、それはそうです。簡単に出来ますなんていうことは言わない、政治家だから。だから、時期を見れば言うだろうし、言わなくたって絶対出るだろうし。私2月定例会に、渡辺市長が出なかつたら私出るって言ってしまったのだ。だから、私、責任もあるのです。私は、あれは、あの以降、記者会見でも聞かれるでしょう、再選あるのかと、だから。まだ早いよね、言うのは。

そして、渡辺市長、ここだけの話だけれども、中村が市長選の話をする。私、叱咤激励の意味で言っているのです。勘違いしないで。そうしたら、あなた、市長と市民と意見交換会だといって、ふだんあなた前浜来ないのに、この間来られたでしょう。ちょっと私、議会活動があつて同席できなかったのだけれど

も、それは失礼、出ないほうがよかったよね、やっぱり。伊貝副市長、政治家というのは、私どももそうだけでも、健康第一だ。だから、チェックしておいてください、健康を。支えていただきたいと、そのための副市長であるので。余計なことですけども、よろしくお願いします。

最後にだんだん近くなってくるのだけでも、まだちょっと。補聴器購入費助成制度について、事務的に話します。改めて、令和4年度の実施状況、社会福祉部高齢福祉課からの資料によると、助成決定数が112件、令和4年度の実施です。助成決定額が374万4,000円、私の議会報告でもこれ宣伝しました。そして、補聴器購入費助成の利用のお声を紹介させていただきました。それ紹介しますと、70代の女性、補聴器を利用することによって、えっと聞き返すことが少なくなったと。早く補聴器を利用していけばよかったなと思いました。60代の男性、補聴器は決して安いものではない。本当ですよ、20万円から40万円とか、高いのです。それで、片方だけならいいけれども、両方つける人もいますから。補聴器購入費助成の限度額が2万5,000円、活用できることは助かると。こういう声をいただくと、多くの方に制度を知ってほしいと。まだまだ知ってほしいのです。1年たったけれどもこう言っています。そして、ここがポイントです。渡辺市長のこれ、いい政策だと思います。そして、周知の徹底をさらに、私周知やっていますので、徹底と同時に、市民からはこう言っています、市長。継続事業として必要だと求められています。再度認識とお答えを、最後渡辺市長をお願いします。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私の政策の一つ、大きな柱として健康寿命日本一というのを掲げてやっているわけです。効果的にも国から効果もしっかり認められておりますし、外出支援にもなるということで、補聴器に関しては非常に施策効果が高いものというふうには認識しておるところでございます。そういう点から、市民の皆様の要望の状況によりますが、基本的に要望のほうがあるという状況であれば、継続をしていくということで考えておるといふのを申し上げたところでございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後です。パネルを御覧ください。生活保護の申請は国民の権利ですと。これ以前お話をしましたけれども、厚生労働省は生活保護の申請は国民の権利ですとっております。このポスターは札幌市。札幌市で市民の皆さんに周知しておりますので、ぜひ佐渡市でもこういったポスターを作ったらどうかということをお私提案をしております。

そのことはそういうことなのですけども、生活保護制度は、申請を受付させることから始まると。社会福祉部長、この角度で聞く。そこで、生活保護はどんなときに利用できるのか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

生活保護制度につきましては、病気やけが、高齢や障害、様々な事情で他の支援制度を利用してもなお生活にお困りの方、こういう方が御利用できる制度でございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 6分ぐらいしかないので急いでいきます。

生活保護は、働いているかどうかに関わりなく、生活に困ったとき、法律の決めている要件に合っていれば受けられる。そこで、持家がある人でも申請できますね、どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

持家がある方でも申請はできますが、持家の価値があまりにも高価であれば、そこは処分の対象となる場合がございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 持家がある人でも申請できますと。社会福祉部長はいろいろ言いますが、市の立場だから、それは分かります。だから、持家がある人でも申請できる。

次に、仕事を続けたい人には自動車の保有が認められますね、どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

自動車については、基本的には持つことができないというのが基本的なものです。ただし、就労や通院など、どうしても必要と認められる場合に自動車保有を認められることもございます。そこはまずは御相談いただきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 続けたい人には自動車の保有が認められる。私が眼鏡しているように、佐渡は特に自動車は必需品です。

次は、収入があっても、生活保護基準以下であれば認められますねと、申請が。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

一定の基準以下であれば申請はできます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 最後、2つの質問で、生活保護が認定されると、医療費、国民健康保険料、介護保険料の負担がなくなる、そうですね。そうですね。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

議員おっしゃるとおり、免除されることとなります。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 今の質問と、このもう一つの質問。税金など公的負担の支払いは免除されますねと。生活保護が認定されると、税金など公的負担の支払いが免除されますね、どうか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

税金につきましては、生活保護の受給と併せて、申請することによって減免ができるというような制度になっております。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私が最後2つ質問したのは、悪質なものは別ですよ。悪質なものを、こうやって生活保護申請を受けるとこういうことがあるよという、悪質なものは別です。ただし、市民生活は不安の毎日

であると。そして、最後の質問になりますけれども、生活保護を必要とする可能性は誰でもあるということです。それで、厚生労働省が言っています。生活保護の申請は国民の権利ですと言っている。権利です。札幌市なんて堂々とポスターで周知徹底している。

最後に、市役所、今度は本庁新しくなりますけれども、今も市役所窓口对生活保護制度の申請書を置くこと、そしてさらに生活保護の周知徹底を重ねていただきたい。部長、どうですか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） まず、生活保護の周知徹底につきましては、今までも窓口のほうで周知しておりますが、さらに周知のほうを強化していきたいと思えます。

あと、申請書につきましては、本庁の社会福祉課のほうに設置しております、どうしても生活保護を申請するときかなり申請者にも御負担がかかります。まずは御連絡いただいて、ケースワーカーがまず相談してから申請を進めているというのが現状でございます。

○議長（近藤和義君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤和義君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで休憩をいたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（近藤和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒井眞理君の一般質問を許します。

荒井眞理君。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 皆さん、こんにちは。みらい佐渡の荒井眞理です。私は、誰もがにこにこ、生き生きできる世界の実現を望んでいます。今期国会では、外国人の入管難民法改正とLGBT理解増進法案といった、これまでの差別意識を払拭し、当事者の声を聞いて最大限人権に配慮すべきものの議論が大紛糾しています。残念ながら、いまだ当事者の声、人権を無視した立法が、保守的な考えの政党によって軒をそろえそうです。人権に鈍感な日本が本当に悲しくて、残念でなりません。そのことを覚えながら、通告に従って質問をいたします。

人が人らしく生きられる佐渡を子供たちに喜んで渡すために質問をする。

1、子供が子供らしく大切にされる佐渡にするために。子どもの権利条約が1994年に日本国内でも発効されて以来、国の姿勢はこの条約の周知に積極的には見えないが、佐渡市はあらゆる分野の職員を対象として、子どもの権利条約にのっとった子供の権利を周知する研修を行っているか。この研修を徹底し、子供に関する現場の取組を全て子供の権利を重視した政策に照らしてチェックし、方向転換させるべきと考えるが、どうか。

子供の権利の主体である佐渡の子供たち自身は、子供の権利を学んでいるか。毎年開催されている佐渡人権展を高く評価するが、その中の子供の人権コーナーでは、必ず子どもの権利条約を子供たち自身にも

分かりやすく紹介すべきではないか。

今と未来への佐渡のまちづくりに、県内のつばめ若者会議を手本にしつつ、子供や若者が自由に本音を出し、将来にわたって自主的に佐渡のまちづくりに参加できる場を創設してはどうか。

新型コロナウイルス感染症下にあって貸し付けられた緊急小口資金や生活総合支援金の償還期限を迎えるに当たり、住民税非課税世帯に限らず、子育て世帯に対しても、貯金や家計に余裕がなくても子供にしわ寄せが行かないように温かく配慮し、佐渡市独自の返済免除枠を設けてはどうか。

大きい2つ目、自然を大事にした街路樹などの役割と管理について。

街路樹などの役割は何であると考えているか。

佐渡市の敷地内の街路樹などの管理基準はあるか。伐採するときの基準はどのように定められているか。

伐採後の植樹計画はどのように決められ、実施されているか。その予算はどこに担保されているか。

今年2月に佐和田行政サービスセンター横の旧佐和田体育館敷地内の松並木が急に20本以上伐採された理由は何か。この松並木は、佐和田地区の歴史的風景であり、また市長の重要政策でもある子育て拠点エリアにとっても様々な恩恵があり、重要ではないのか。殺風景になったことに驚いている住民は大勢おり、納得のいく説明を求める。

大きい3つ目、女性労働者の低賃金や不安定雇用といった差別雇用解消について。これは、また2つに分かれています。

その1、女性版骨太方針2022に基づく佐渡市職員の男女の賃金の差異の情報について。これは、国から求められていますが、この情報の公表は初めてのこととなる。6月までと期限が切られているが、発表の準備はできているか。

公表の内容、方法はどのように予定しているか。数字の列記にとどめず、それらの分析、特徴、課題などのコメントもつけるべきと考えるが、どうか。

その2、非正規である会計年度任用職員制度の問題について。

佐渡市職員のうち、有資格者で高い専門性を持ちつつ、正規職員と同様に恒常的に働いている会計年度任用職員は何人いるか。また、それはどの職種に多くいるか。そのうちの女性労働者は何%か。男女の割合が偏っていないか。

これらの女性労働者のうち、何人が主たる家計維持者か。

なぜこれらの女性労働者を正規雇用に変換せずにいるのか。

経験、知識、人間力を求められるような資格を持った高度な専門職にもかかわらず、会計年度任用職員として不安定雇用となっている労働者は何人いるか。これらの雇用は正規雇用に変換すべきではないか。

大きい4つ目、原発回帰へのGX（グリーントランスフォーメーション）基本方針と佐渡の安全について。

今年2月10日に閣議決定されたグリーントランスフォーメーション基本方針は、エネルギー安全保障のためとされ、脱炭素電源として事実上の原発回帰も組み込まれている。一方、世界は原発の建設コスト高の上、再エネや省エネの選択肢がある中、経済的合理性がないとして原発から手を引いているのが大きな流れだ。日本と世界が真逆の方向に向かう中、佐渡の立ち位置として対岸の柏崎刈羽原発の再稼働をも推進するグリーントランスフォーメーション基本方針に賛成できるか。

柏崎刈羽原発から30キロメートル内の自治体の避難計画において、佐渡は避難先と指定されているか。
以上、演台からの質問を終わります。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、荒井議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、初めの子どもの権利条約に関することでございます。子供の権利のみという研修会は行っておりませんが、市としましては佐渡の未来を担う子供たちが健やかに成長できる、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）を基本理念とした佐渡市子ども・子育て支援事業計画を策定しており、佐渡の子供たちの利益が最大限に尊重されるように、子供の目線にも配慮した子育て支援事業の実施、これに合わせて当然全庁的に様々な立場で取り組んでおるところでございます。

人権展の問題でございます。例年子供の権利についての展示を行ってまいりましたが、今年度は新たに、本年4月1日に施行されたこども基本法の中から子供の権利についてを取り上げるほか、佐渡市が独自事業として行っているいのちの授業の様子を写真で紹介するなど、子供一人一人が大切な存在であることを自ら学んでもらえるコーナーを新たに設けることで子供たちに興味を持って見てもらえる、そんな内容に工夫をしていくということで今考えているところでございます。

続きまして、今と未来への佐渡のまちづくりの子供等の参画、若者が自ら考える場の創出でございます。これは本当に重要であるというふうに考えています。これは、ずっと話があるように、やはり佐渡で働きたい、佐渡に戻ってきたい、そういう点も含めまして、この佐渡を知っていただく、子供に知ってもらい、またそれに関して保護者の方もまた新たな佐渡を発見する、こういうところも含めて大事だというふうに考えております。

そのため、本市では民間主導もでございます。例えばさど脱炭素・未来ワークショップ、里山未来ユースラボなど、これ島内外の若者が自由闊達に意見を交わす場もございまして、市主導でも高校生議会や市の若手職員が発案した佐渡株式会社など、こういうものにやはり子供たちや若者が自ら意見交換を行いながら進めているという事例を取り組んでおるわけでございます。これは、我々はやはり行政としてしっかりと支えていく、一緒に考えていくということは大事ですが、やはり官民併せた形で様々な媒体で、例えば高校なら高校、中学なら中学、そういう媒体も含めて、様々な形で企業の皆様含めながら連携して取り組んでいくと、そういうことが大事だというふうに考えております。多くの子供たち、そしてそれを通して保護者の方が佐渡を知っていただくような取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、緊急小口資金などのコロナ特例貸付金の話でございます。これ令和5年1月から償還が始まっております。住民税非課税の方は償還免除となっております。償還開始された後、生活が困窮するなど国の一定の要件を満たした場合は、貸付金の全部または一部について償還の免除や猶予の手续が可能となっているものでございます。また、償還の猶予や免除に満たない場合でも、必要な支援につなぐフォローアップ支援も実施されております。償還につきまして、これはもう単純に免除するとかそういうことではなくて、やはりしっかりと、元である佐渡市社会福祉協議会に相談窓口、そこでしっかりと議論して、どのような形があるのかということをやっぱり自ら考えて、自ら取り組んでいくということが大事だと思っ

ておりますので、そういう点での情報発信等も、市のほうも一緒に、社会福祉協議会と取り組んでまいりたいと考えております。

街路樹の問題でございます。街路樹全体ということであれば、道路交通環境や交通の分離による安全性の向上、及び沿道における良好な生活環境の確保などの役割というふうに定義づけられております。

また、一般的に管理につきましては、道路管理者が管理することになるだろうというふうに思っております。その際大事なことは、道路交通に支障が影響ないということが重要でございます。また、そういう場合は現地を確認し、伐採などの対応をしておるといった状況でございます。

伐採後の植樹につきましては、これはどういう理由で伐採したかによっても様々変わってくるわけでございますので、一律的な判断ではございませんが、様々な状況に応じて判断をしておるところでございます。

旧佐和田体育館敷地内の松の木を伐採した理由でございますが、昨年12月の突風により、近隣の車両に大きな被害を与えてしまいました。これ、我々のほうで補償も含めて弁護士とも相談をしたのですが、ああいう突発的な被害の場合、想定できない場合は市のほうも補償できないということで、本当に市民の皆様に変な御迷惑をおかけしたところでございます。一方、我々は、行政指導として、道路にはみ出ている木のほうを切ってほしいというお願いをしておるところでございます。そういう視点で見ても、あの松の形状は、ほぼ道路に出ておる形状でございました。そういう点で、非常に重要な松であるというのはもう、松というのは本当に数百年の木でございますので、切るということは当然、様々な形、抵抗はございますが、やはり市民の皆様のお安全を守ることが私たちにとって最大の仕事になりますので、伐採をさせていただいたところでございます。

続きまして、女性労働者の低賃金や不安定な雇用の差別解消でございます。佐渡市職員の男女の賃金情報につきまして、公表時期は令和5年6月末を目途とし、公表の方法は国の通知に基づいて準備をしております。基本的に公務員の場合は役職に合わせた給料表になっていきますので、男女差別というのは基本的にないというのが原則だというふうには考えております。

次に、会計年度任用職員制度でございます。まず初めに、これは性別の条件はございません。会計年度任用職員の正規職員への転換につきましては、そもそも公務員の場合、正規職員への転換というのはありません。あくまでも公務員の場合は公務員試験を受けた上での採用ということになりますので、職員の転換というのはございません。そういう点で、我々としては今、中途採用枠も若干設けながら、様々な人の公務員としてのチャレンジをお待ちしておるところでございます。また、会計年度任用職員制度の下では成績主義を考えながら、しっかりと勤務実績を考慮した形で再度の任用が可能であるということで私自身も考えております。詳細につきましては、総務部長から御説明させます。

最後に、原発帰りのグリーン・トランスフォーメーション基本方針と佐渡の安全でございます。グリーン・トランスフォーメーション基本方針自体につきましては政府で閣議決定されたもので、決して原発が全てというふうにはないという認識でございます。エネルギー安定供給の確保のための日本の取組ということで考えております。我々はその一翼を担うとする点では、脱炭素の取組をしっかりと取り組んでいくというふうに考えておるところでございます。

全体の原発の問題につきましては、それぞれのこの基本方針の中、各地域で様々な議論を重ねて専門家

の意向があるわけでございますので、そういうものをしっかりと注視しながら、判断を個別でしていくべきというふうに私は考えております。

また、佐渡市が原発関係の避難先ということでございますが、30キロメートル以上超えております。避難先でもございませぬし、我々のほうの避難計画も、30キロメートル以内と違ひまして、具体的にあるものではありません。ただ、これにつきましては我々もきちんと状況を見ながら、対策は県等のほうに要望してまいりたいと考えておるといことはずっとお伝え申し上げておるとおりでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） それでは、佐渡市職員のうちの有資格による採用を行った会計年度職員の人数などについて御説明をさせていただきます。

まず、有資格採用の会計年度職員につきましては、全体で294名おります。そのうち最も人数が多い職種につきましては、保育士、幼稚園教諭でございます。そのうち女性の割合につきましては98%ということになっております。

それから、主たる家計維持者であるかどうかというところでございますが、業務上の中では把握の必要がございませぬので、実際に家計維持者であるかどうかという把握自体はできておりませぬ。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） ちょっと何か答弁漏れがあったかなと思ったのですが、3の女性労働者の低賃金、不安定雇用といった差別解消についての、この骨太の方針に基づく賃金格差の情報を公表するようという、これについて何かコメントをつけたり分析とかなさいますかという質問についてのお答えをお願いします。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） その点につきましては、国のほうとこの発表の仕方というのは一定程度形ができてきますので、その形を見た上で、必要があればコメントも入れるというふうな考えでおるところでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） それでは、まず子供の人権を先にいきます。

1月に岸田首相が異次元の少子化対策と、中身がないまうっかり少子化対策を表明されて以来、お正月の餅はカビが生えたどころか、硬くて食べられなくなったと言われるように、こども家庭庁がスタートしても、こども政策会議ではこれまでの政策の延長のようで、あまり代わり映えがしないアイデアばかりです。保守的な政策は、子育ては家庭でと、ついでに言うと女性がと、家庭で子育てをすると、近年までそのように放り投げられてきたのではないかと思います。その中で、異次元のという看板をつけてみたものの、アイデアは財源も思いつかないと、これが現状だと思います。それでも首相は、異次元の少子化対策について、本日午前中によく正式に、来年度から3年間集中して行うということも未来戦略方針、加速化プランとも言うようですが、これを経済支援として発表されました。制度によっては、見直しはもっと先になりますよということで、実際は来年から始まるというものもありますが、再来年からという制

度も入っていて、イメージは限りなく曇気楼のようで、いつまでも待たされるというような状況も中にはあります。特に出産を控えた女性にとって、また子育て世帯にとっては、ほぼ全員何か疲れながら待つような状況だなという空気感です。けれども、いつになったら、予算も本当にどうなるのか、来年度からと言っていますけれども、当てになるかどうか分からない国の政策を信じて待っているわけにいかないのかなど。この地方自治体では、先ほど同僚議員が現在の人口が5万人を切ったという数字を挙げられましたが、私たちは国が何かしてくれるという待つような状況ではないのではないかと考えます。その辺りは市長も同感かと思えますけれども、今のそのお考えはどのようなものなのかお聞かせください。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、一律に子育てという話をしておりますが、子供が欲しい方と結婚して子供をつくりたい方、これから子供を望むかどうか、子供をたくさん産んでほしいというか、結婚してほしい、産んでほしい、子育てをしてほしいという独身の方々、これによって全く対象が違ってくるといふふうに思っています。今は子育てという話だけですので、もし異次元の子供を増やしたいということになると、私はやはり正直申し上げて働き方とか、例えば3歳ぐらいまでの働き方、女性の働き方も含めてになる、これはお父さんの働き方も私は一緒になると思いますが、それを社会的にどう支えるのか。例えば結婚をしていない形で子供を育てていく、そういう世帯をどう支えていくのか。北欧のケースを見ていても、子供が多い国を見ていても、様々な形があるわけです。やっぱりそういうものをもっともって考えていかないと、本質的な子供の数を増やしていくということにはまだ難しいのかなというふうに考えております。

一方で、やはり今回出産前と出産後、そこに支援するという仕組み、我々今全ての子供にプラス10万円ということで応援しておりますが、これも非常に大事だと思っています。これはもう本当に子供を産む方にとって、やはり目先しっかりと、お金の部分も含めて、ミルク代も紙おむつ代も非常に高いので、しっかりとそこを支えていくということが重要かというふうに思っています。今の政策は二面性を持っているのだろうと、私は考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 市長もいろいろ勉強しておられるのかなと、それは当然かもしれませんが、一言で言うと、今回のこの加速化プランというのは、まだちょっと大ざっぱだなという印象を持っておられるのかなと思いました。それは確かに私もそう思います。

ちょっと飛ぶようですけれども、これはどなたかお答えになられる方、2022年度、昨年度の佐渡市の出生数は何人でしたか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

私、今手持ちで持っている資料ですと209人というような数値になっております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 一応これ出生数のKPIという目標を立てていると思いますが、目標に対して、これ何人ぐらい、何%とか、どんな感じでしょうか。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午後 3時15分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

目標値につきましては、令和8年に287人という目標値でございますが、先ほどの209人ですと72.3%、そういう数値になります。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） かなり現実的に計算して目標を287人にしても72.3%と、これは期待した数字よりやっぱり少なかったということがはっきりしていると思います。これ誰の責任というわけではなくて、やはり当事者のニーズとやっている政策、あるいは社会の状態、いろいろな制度が合っていないということの表れだと思えます。様々な経済的な支援を出産後に佐渡市も充実しましたが、果たしてその成果がどの程度成果が表れていると、これやらなかったらもっと大変だったと、その辺りはどのように評価しておられますか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ちょっと先ほどの質問でもお答えしたように、二面性があるのだろうと思っています。結婚するかどうかという点、そして生まれた後、子育てをどうするかという点。ですから、子育て支援のものに関しては、私自身は、政策をやることによって安心して産めるというのもあります。ただ、数字的に何%上がったというのは読みにくいところがあるというふうに考えます。一方、やはり我々の課題としては、結婚して将来子供をつくっていききたいという、そういう方々のそういう思い、それをどう実現させていくのかということころは、全くもってこれから取り組まなければいけない点だと思っています。しかし、これにつきましては、先ほど申し上げたように社会的な働き方であるとか、将来的な暮らしであるとか、そういうものがあるということで、先ほど国の政策には少しアンバランスだなというふうに申し上げたのはそういうことでございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） ということは、そのあおりを佐渡も食らっているというか、そこから抜け出せない現状があるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これは、私は佐渡だけではないと思います。特に首都圏がやはり非常に大きな影響を与えていると思っておりますし、日本だけでなくほかの外国についても、私は基本的な理由は同じではないかというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 佐渡は祝金を一生懸命計算して制度をつくりましたので、そこに成果があったかどうか、そこを確認したいと思います。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

出生数は200人台キープできておりますので、一定の効果があるというふうには捉えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） ちょっと質問の方向を変えますけれども、私は日本の行政の課題、これのあおりを佐渡市もやっぱり影響を受けているということですのでけれども、その課題の大きいところは、私は子供を対象化している、保護の対象とか支援する対象というふうにして見ていて、子育てを支援するとか対象として見ているけれども、子供を支援の対象ではなくて、主人公、主体である、人生の主体であるという見方が日本は足りないのではないかなというふうに思っています。このところは、佐渡市の職員の意識はどんな感じでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） その意識、仕事をするときに誰をターゲットで何をどうしようというのは、やはりそれぞれの組織によって違うわけでございます。例えば私自身は、子供を支援すると思っていなくて、どちらかというと子供を欲しい人、産みたい人、例えば3子目もそうなのですが、3子目も欲しいのだけでも、やはり経済的なことも含めて不安であるとか、そういう方の後押しをしたいということで、3子目以降の支援をしているということでございます。1子目、2子目も同じことでございます。出産に対する不足分をカバーすることによって、少しでも安心をこちらで提供したいということでございます。そういう点で、やはり子供の部分は様々なケースがあると思いますので、その事業ごとに、また担当ごとにそれぞれの思いがあると思いますので、人権等も含めたその目線、誰のために仕事をするのだというところはその事業ごとに判断しているというふうに考えています。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今市長おっしゃったとおりだと思います。先ほど佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例があるということで、ここには4つの大きな基本理念というのがあります。この中で、子供が主体的に社会参加できる環境を整えるというところ、それから全ての子供の人権が尊重されるように取り組むというところが、子供が主体の子供の人権に直接関わるところかなと思います。ただ、佐渡市の仕事を見ていると、この条例は見えているけれども、やっぱり子供は見えていないのかなというのが私の感触です。それで先ほど佐渡市の職員の意識はどんなものですかというふうにお聞きしたのですが、これはふだん感じて考えていないと、なかなかお答えにはなれないのだなということも分かりました。佐渡市の職員にはぜひ、ですから子供の人権と、子供が主体であるというのは一体どういうことなのかというのは、ぜひ座学、それから現場で、子供たちと直接話したり遊んだりして研修を受けていただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

一番基となるのはやはり子どもの権利条約の部分だと思いますが、その辺含めてこの後どういうことができるのかというのは、ちょっと内部で協議させていただきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これなぜそう言うかという、子どもの権利条約に沿った、その中の柱、大人にある一つの大きな義務は、子供の最善の利益を守るということです。この観点が私たち大人社会にあれば、

あるいは職員にあれば、私はもっとスピーディーにいろいろな事業が進むのではないかなということを目の当たりにしています。

具体例を1つ挙げますと、2月ぐらい、寒い時期に、今から4か月ほど前ですけれども、そのときに、このことをぜひと言ってからなかなか進展していない子育て支援の事例があります。それは、乳幼児のお子さんたちを育てている御家庭に対して、お子さんたちが幼くて、遠いところに車庫を借りられているけれども、そこから家に連れて帰るのが大変ということで、自家用車、市の所有地に止められるような場所を多少配慮してはどうかという相談を2月にいたしました。この件について何かお聞きしていますでしょうか。報告することありますか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

その件について、私のところに入っている情報はありません。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 4か月もたっているのです。これすごく難しい問題でしょうか。全然聞いていませんか。

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

私、今財務部で管財係のほうが中にございますが、管財係のほうには、ちょっと時期ははっきり覚えていませんが、昨年度、1月から3月ぐらいの間の中で、佐和田の行政サービスセンターの駐車場のほうをそういったところで利用できないかという話があったということは聞いております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） それはどうなったのですか。

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

そういうような貸し方をするのは、やはりみんなが利用する駐車場としてはできないということでお答えしたというふうに聞いています。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 子ども若者課のほうではそういう話なかったのですか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

子ども若者課を通じて今のお話はお聞きしておりますが、子供の権利という部分で行政サービスセンターの駐車場を個人の方にお貸しするというのは、やはり利用上できないということで考えているというふうに聞いております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今日のここのテーマは温かい配慮ということなのですが、今のルールがありまして、ルールがありましてというのは、私はとても冷たいと思います。それで、この佐渡市の条例の4番には、これなんて書いてありますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 荒井眞理さん、手元に条例があったら、本人が読んでください。

荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） こう書いてあります。「社会全体で保護者を支え、子育てに喜びを感じられる環境をつくれます」と、これに照らして今の御説明はどうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

条例にはそのように社会全体で支えると書いてはございますが、ただこの条例の考えと、今議員おっしゃられる子育ての権利ということで駐車場を使うという部分は、またちょっと違う問題だと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 大体この後ろのギャラリーの反応と今の御答弁、私想定内です。これが子どもの権利条約を理解していない現状です。2023年6月15日現在の現状なのです。

条約にはこう書いてあるのです。「締約国は」と、国が主語になっていますが、1994年以来、日本政府は地方自治体に、佐渡市はというふうにして条例化せよというふうにして通達は出していませんけれども、条約国は様々な形で困難を乗り越えていろいろな施策を打たなければいけないというふうに、いけないとかやりますというふうになっているのです。その条約、目を通されてきましたよね。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

全て読み込んではおりませんが、条約のほうは確認してきております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） ここでは、先ほどの御答弁で理解がもう少しかなということが分かりましたので、ぜひ子どもの権利条約の第3条、子供の最善の利益に何が書いてあるのかということは、これからよく調べて、そして佐渡市で本当に子供を主体とした働き方、政策の打ち方ができるようにということを研究していただきたいと思います。先ほどこども基本法ができてから子供の権利についても様々な国のほうから通達 came ということですが、今、残念ながら、佐渡市はちょっとしたことでも子どもの権利条約にのっとった政策、ルールづくりよりも、既にある別のルールが優先してしまうと。これ実は順番が逆なのです。逆ですよということが子どもの権利条約には書かれています。それが子供の最善の利益です。ここはぜひ研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 子供のテーマでお話をしていますが、高齢者も含めて全て私は同じだと思います。そういう点で、雪が降って寒くて駐車場を貸せろという話になると、全市民になると思っています。こういう土地について、やっぱりそれには明確な理由があるわけです。一方、子育て支援というのは広く、全てにおいて子供の権利というのは考えなければいけないというのは当然の話だと思っています。そういう点で、各セクション合わせていく形を考えておりますので、その駐車場の問題とは少し別個であると私は考えております。子育てにつきましてもはしっかりと、子供がどのような権利でどのように育っていくのか、

それをどう支援していくのか。支援という言葉がおかしいという話がありますが、子供が的確に育つように我々がどのように支えていくのかというところを、子供の自主性と合わせて取り組んでいくということが大事だろうというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） この議論はもっと深めたほうがいいと思うので、またこの次にしますけれども、一方、佐渡市は全国でも人権の先進地かなというふうに思っています。というのは、毎年佐渡人権展をあちこちに巡回させています。子供たちのコーナーにも、これから子どもの権利条約含めて、子供の人権について積極的に展示していただきたいと思いますが、そこに必ず担当者をつけて、来場者に説明ができるようにしていただきたいと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

その辺、意見として参考にして検討させていただきたいと思いたす。ここで分かりましたという答弁はちょっとできかねます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） かつては担当者をつけていたのですよね。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明します。

ちょっと私、過去のことを承知しておりませんが、いただいた意見を参考にして、協議させていただきます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 先ほどの執行部の皆さんの御答弁やこのギャラリーの反応から分かるように、子供の権利というのはまだほとんどよく知られていないので、必ず担当者をつけるように御配慮をお願いします。かつてはいました。ちなみに、私が説明をしていました。子供たち、とても熱心に聞いてくれました。

というのは、私ごとだからなのです。この間、ちょっとした話なのですけれども、ある小学3年生に、学校に男の子しか入れないという国の話をしました。そうしたら、女の子たちがすかさず、それSDGsに反しているのではないのかということを行いました。ある子は、それはジェンダー平等守っていないよって言ったのです。たった小学校3年生がそう言ったので、私本当にびっくりしました。ということは、子供たちは学校で既にそういう教育を受けている。SDGsを勉強しています。自分のこととして子供たちはもう既に学び始めているのだなと思いたす。それに大人の社会が今度ついていかなければいけないのだなということを行ったのです。ですから、積極的に子供の人権コーナーには説明をする説明員をつけていただくことが、また子供たちと大人で話が合うということになるのかなと思いたす。

次に、つばめ若者会議のことについてですが、これについて御提案させていただきましたけれども、お調べになってどうでしたでしょうか。

○議長（近藤和義君） 祝地域振興部長。

○地域振興部長（祝 雅之君） 御説明いたします。

つばめ若者会議なのですけれども、これ若者発案で市役所の企画部の地域振興課というところが担当セッションになっているようなのですが、若者を集めて、自分たちの地域が将来どうなりたいかというところを議論する場というふうにして認識しております。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） これは当時の市長が提案して、そして2012年に計画がスタートしたと。そのときは若手の職員にプランづくり、素案づくりを担当させて、2013年から市民53人と職員22人一緒にスタートしたと。かれこれ10年以上走っているということで、いろいろなイベントをしているのですが、一見、参加者の紆余曲折はいろいろあるそうです。ですが、これやはり市長が最初にやるというふうにして声かけたということで、これずっと続いているのです。

先ほどいろいろな企業とかワークショップの参加、若者の参加、佐渡もありますよということでしたけれども、これはちょっと、この若者会議はちょっと違うのかなと思うのです。まず、こういう取組を市役所の職員も一緒にやるという市長の決断があるわけですが、これについてぜひ渡辺市長にも考えていただきたいと思って提案をしています。この活動は、とにかく自由に語り合う。やりたいこと、一緒に考える。私は多分、これやるということに責任持たなければと思うと考えが出てこないの、もう自由にとすることは、無責任に話していいのだよと。やってみたい、こんなの面白いじゃん、あんなの見たとかというのを何でも話していい、これがこの若者会議で、その中から、ではこれ実現してみようよといったときに、それを佐渡市の政策のカウンターパートの事業として位置づけるということも期待する、このことがあって、市長は、よし、ではこれ佐渡市でやるかとか、行政の職員も一緒にやるかという会議になるのかなと思うのですけれども、こんなようなもの、ぜひ佐渡でもやってみませんか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 既にそれに近い形のものに取り組んでいます。市の職員、若手チームが中心になって施策をつくり、当時の森富山市長においでいただいて、その評価をいたしまして、その中のナンバーワンを今、佐渡株式会社ということで、それを子供たちが一緒にやっているということで、これ市の職員中核でございまして。そして、民間の場合、我々としては新潟大学と包括連携を組んで、新潟大学の拠点があるわけですので、新潟大学のほうで脱炭素社会の実現、佐渡の未来というのを議論しながら若者と議論をしておるところでございまして。当然、そういう中での政策提言というのは、我々は採用していきたいというふうに考えておりますので、私が全てやるということよりも、今そういうものを含めながら、そういう若手の職員、そして大学、そして高校生、こういう方々たちがいろいろな話をしながら、民間企業を巻き込みながらやっていくという今の形で、まずやりながら、また今日の御意見も含めて、その辺を情報連携していくというのは市の役割になるのかもしれないので、その辺も含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） この会議のいいところは、佐渡は特に広いですね。自分の仲間、同じように考えている同じような志を持っている人はどこにいるのだろうかというのは、今なかなか分からない時代になっていると思います。でも、こういう会議があるよということで声をかけることで、地域が違ったり学年が違ったり趣味が違う人も、出会って、ああ、こんな人が佐渡にいるのだということで仲間をつくること

できる。仲間と自由にしゃべっているうち、この者と一緒にこのまま佐渡でやっていきたいなという気持ちが出てくると思うのです。自分は佐渡が好きって誇りに思っていると思っても、1人だとやっぱり力が出てこない。今特に、先ほど209人、昨年度の出生数というふうに聞きましたけれども、どんどん仲間がどこにいるか分からない時代に、あえてこういう会議を積極的につくることには意味があるのかなと。

先ほど市長からお伺いしたものの、なるほど、例えばつばめ若者会議では全体会議というものがあり、それから企画会議というまた小グループがあり、そして振り返りとかいろいろ自由に、どうだかなとかいう反省会議みたいな感じかな、自主会議とか、いろいろなレベルの会議もあって、一つのつばめ若者会議というものを形成しているので、また何か今まであるもの形成し直すとか、そんなふうにして、将来この仲間と一緒にやっていくんだという仲間づくりとして一度考えてみませんか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今それぞれで動いているもの、また継続しているものの情報を連結していくというのも、それは、議員の御指摘のとおり、面白い結果が出るのかもしれないです。様々な形でどうつなげていくのかということところはちょっと、それは今自治体も違いますので、研究も要ると思いますが、そこら辺をしっかりと考えながら、若者の意見を吸収する場というのは、若者が意見を出す場を我々がつくっていくのは大事だと思っていますので、その辺を含めて議論してまいります。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 次は、そこの旧佐和田体育館があった敷地内の越の松原の歴史的風景というか、その一部について消えたという住民の残念感についてです。この残念感が残ったままだと、これが行政の不信感になるとということ私はあまりよくないなと思って、あえて説明を求めています。残念感を持ってしまったのはなぜだというふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○議長（近藤和義君） 暫時休憩します。

午後 3時41分 休憩

午後 3時41分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

平山財務部長。

○財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。

残念感をなぜ持ったかということについては、ちょっと正確なところ、もちろん私のほうは分かりませんが、景観だったりそういうことなのだと思います。ただ、今回の件につきましては、やはり近隣の方に被害を被ったというところで、やはり早急な対応が必要だったというふうに考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 早急な対応が必要だった部分もあると思います。しかし、それだけでは済まないところがあります。というのは、全部がばたっと倒れたとか、道路を塞ぐとか、そういう大惨事だったのですか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私は、被害を受けた方は大惨事だったというふうに思っています。

- 議長（近藤和義君） 荒井眞理君。
- 13番（荒井眞理君） その被害を受けた方はそうなのです。では、それは全部、23本と言いましたでしょうか。切らなければいけない理由になるのでしょうか。
- 議長（近藤和義君） 渡辺市長。
- 市長（渡辺竜五君） 先ほども申し上げましたが、道路にはみ出ている。風のたびに本当に、申し上げますが、たまたま車だったからよかったですけれども、あそこ人が歩いていたら大変な惨事になっています。そういう点から、危険性は除去しなければいけない。これはもう自治体としての責務だと感じております。
- 議長（近藤和義君） 荒井眞理君。
- 13番（荒井眞理君） そういうふうに言ったら、敷地内の木というのを全部切らなければいけないという結論になるのですけれども、そういうことですか。
- 議長（近藤和義君） 渡辺市長。
- 市長（渡辺竜五君） 基本的にやはり、今回の件を踏まえまして、安全かどうかを含めながら木の管理はしていくべきだというふうに考えております。
- 議長（近藤和義君） 荒井眞理君。
- 13番（荒井眞理君） まさにその管理のところが実は問題だったのではないかと思います。結局全部切れなくて残しているところもあります。では、残しているところはどのように残しているのですか。
- 議長（近藤和義君） 平山財務部長。
- 財務部長（平山栄祐君） 御説明いたします。
- 体育館の跡地の前のほうは全部伐採しております。手前のほうは、高い部分だけは切らせていただきまして、通常の高さの部分のほうは残している状態になっています。
- 議長（近藤和義君） 荒井眞理君。
- 13番（荒井眞理君） でも、近隣の人たちが次また大惨事を受けるという事態は同じなのです。それは、同じ物差しで考えなければいけないのではないですか。
- 議長（近藤和義君） 平山財務部長。
- 財務部長（平山栄祐君） 状況を見まして対応したところになっています。
- 議長（近藤和義君） 荒井眞理君。
- 13番（荒井眞理君） やっぱり住民と自治体でお互いを尊重して、話し合いを重ねて合意形成をしていくと、そして一緒にまちづくりをするのだという姿勢を見たかったというのが住民の一番の残念感です。いろいろな理由があって、それで切りましたということをお納得したくないとか、そういう意味ではないのです。そういうまちづくりの拠点である支所、行政サービスセンターがそういう姿勢を見せないで、住民に説明もしないで切ってしまったということが残念感なのです。
- それで、ここに松を守るためにという、これ県が出したものがあります。ここに松の役割というものがありまして、松は松竹梅や白砂青松等の言葉が示しているとおおり、日本人の文化や思想に深い関わりを持っています。また、松はほかの樹種が育ちにくい痩せ地や尾根筋、海岸付近でも生育しており、県民の大切な財産となっていますと。一応こういうふうに、県でありながら行政がうたっていますので、一定程度やはりそれについても説明をする必要があるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 先ほども申し上げた。切ったところは理由があって切らせていただいたということで、ですから残せるところは残していきたいという思いでやっているわけです。その1点として、実は電線より高くなって、これ理由はいっぱいあるのです。あそこの旧体育館の前のは、電線より高くなって、電線にかかるようになっている。大きな風のとときに電線にかかった場合、電線に影響がある可能性がある。そして、前回の竜巻の話です。竜巻が全ての場所に出るかどうかというところを考えたときに、やはり河川沿い、あのエリアが危ないということでまず対応させていただいたということでございますので、他の地区においても危ないとなれば、まず優先しなければいけないというのが我々の仕事でございますが、松というものは私自身も、前段で申し上げたように、やはり数百年、地域の景観の木でございますので、基本的に道路に邪魔しないように管理をしながらチェックをしていく。

ただ一方で、私自身、今回のところで非常に困ったのは、行政として被害者に補償できないということなのです。あの木については、基本的に通常のものがしっかり管理していれば、というのが常態であれば、補償は突発的なことはできないというのが弁護士及び保険会社のお考えでした。それを考えたときには、やはりより一層慎重にならざるを得ないというところが原因であるのも要因でございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そのこのところは、市民の方も今聞いて納得していらっしゃるのかなと思います。ですけれども、市民にもいろいろな言い分があるということをやっぱり聞いていただきたいということなのです。そういう場をぜひちゃんと持っていただきたかったということです。

例えば、これはある植物の専門家の方にお聞きしました。これは、相川から木を運ぶために真野から佐和田にかけて植えられた松だと。その恩恵を被ってきたということ。江戸時代から植えられてきたので、これは何でも植えればいいのではなく、環境に合っていて生き延びられることが大事だった。何げなく立っているように見える木でも、実は奇跡的に生きていることもあると。そういう木の命とか恩恵というものの、歴史的にずっとあった恩恵というものを、ぜひ子供たちにも大事にするというふうにして教育してもらいたいのだと。切ってはいけないとは言わないです。ただ、やっぱりそういうもの、大事なものだったということはちゃんと子供たちには伝えてもらいたいという思いがあった。

それから、数年前に街路灯が明るくないというので、その周りの木を切ろうという話があったときにも、話合いして、結局街路灯はあくまでも道路を照らすものであって、その周り全部、四方八方明るくするものではないから、木は切らなくていいという結論になったのですけれども、そのときにある画家のアーティストの方がおっしゃったのは、その木はこの周辺の風景にもう既になっていると。例えば何かを表現するときというのは、何でもいいのではなくて、やっぱりその絵の中のどこに何をどんな形で、どんな大きさで何色に描こうかなということ、これすごく大事なことで、そういうことで描いてあると。そういう意味で、そこにある木というのは既に風景になっているよという観点からも御意見をいただいたことがありました。だから、どの意見が正解というわけではなくて、やはりそのときそのとき、いろいろな意見と考えがあると。一刀両断に決めるのではなくて、そういう思いも受け止めた上で決断してもらいたいと、そういうことを行政として受け止めてもらえるかということです。いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 平山財務部長。

○財務部長（平山榮祐君） 御説明いたします。

ケース・バイ・ケースで考えていくことだと思っています。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） これは、本来は支所、行政サービスセンターをつかさどる方が特に丁寧にお考えいただく、最先端で住民と対峙しているので、そういう方々が大事にしてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 基本的にはやはりその風景とか、そういう形は大事だというふうに思っています。ですから、我々行政というのは、やはり市民の安全を守るというのが一番になるわけでございます。実質的な被害があった場合はすぐ対応しなければいけないというのが原則でございますので、今回対応させていただいたところでございますが、基本的には、また庁舎の中の木ということもありますので、ある程度素早くやらせていただいたということで、よその風景まではすぐ我々もやるわけではございませんので、庁舎内のものであれば一定程度我々として管理はさせていただきますが、いずれにしても自然景観等に影響あるような場合は地元と議論をするというのは、もうそれは基本だというふうに考えています。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 最後に、この佐和田を子育て拠点エリアにするというところで、ぜひ子供たちと木を植えて育てていただきたいなど、そして子供たちに木との出会いとか、また木から出てくる木材との出会いとか、そういったようなことで、これ木育推進という取組があるのですが、いずれ話題にしたいと思えますけれども、その前段で木を大切に育てる取組というのも推進してみたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） それは大変すばらしいと思っています。ただ、やっぱりこれから考えなければいけないのは、道路の横にああいう木を立てた場合、その木の枝が出たときに全部結局切らざるを得なくなってくるということです。そういう部分では、例えば背の低いものがいいのか、花がいいのかということもあって、子供の感性を育てるための自然とのふれあい、植物とのふれあいという点で考えていくということもありだと思いますので、何がベストなのか、この後、様々な形で考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） それでは、女性労働者の低賃金、不安定雇用といった問題について、女性版骨太方針で求められている問題についてです。これは近年、ともかく急速に女性たちにも生産労働者として働いてもらわなければというところで、女性たちに大きなしわ寄せが行っているということから、このような数字を把握するとということに至っているかと思えます。この中には女性労働者のうち何人が主たる家計維持者かという、その数字について求められてはいないのですけれども、ただやっぱりここが女性たちの一番悩んでいるところです。自分が稼がないと、特に子供のいる方は子供たちを食べさせていられないという不安が常につきまっています。これ佐渡市ではぜひ調べて把握されたいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

採用する条件の中にそういったものはございませんし、それから先ほども申しましたけれども、業務の中で必要なものではないので、プライベートのこともございますし、そこを把握するというのは慎重にならざるを得ないというふうを考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 分かりました。これ研究者の方は把握しておられたので、どういう形でアンケートが取れるのか、ちょっと行政としては難しいということは分かりました。

それで、今回は特に資格持ちの高度な専門職にもかかわらず、会計年度任用職員として不安定雇用になっている、これ何とかして、せめて解消するべきではないかなと。ここで、民間の場合は5年間非正規だったら正規に転換していくという制度があるということで、それがあると、逆に公務員は、公務員職というのは、私は不利になるのかなと思っているのです。資格持ちの専門職の人たちが、高度な専門職、民間に結局流れていくという現象にこれからなっていくのではないかと。つまり、人の取り合いになるのです、これから。そのときに制度を考えたのでは遅いかなと。佐渡市がこういうことは全然心配要らないのですということならいいのですが、今からこの問題はやはり考え始めたほうがいいかなと思いますが、現状はいかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

市長の答弁にもございましたけれども、会計年度任用職員、それから正規職員というもの、それぞれ制度が違う中で試験をやっております。その中で、転換であるとか、民間のように5年間非正規でいた場合には正規に転換する、そういった制度ではございませんので、その部分、お互いの制度が違うところの中では、現在検討しているところではございません。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そうすると、先ほどは保育士と幼稚園教諭がこの資格持ちで正規職員と同様に恒常的に働いているということでしたので、その方々が正規雇用になるような枠を今度増やすと、こういうことはできるのではないのでしょうか。そうしたらそこに手上げができるということですよ。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

枠を広げるという表現が適切かどうか分かりませんが、それぞれの施設に応じた形の中で、必要な職員の募集を毎年行っております。そこに手を挙げていただくということは可能でありますので、会計年度任用職員の方が正規職員の採用試験を受けるということは可能でございます。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） その枠が増えていないというのが先ほどの294人という数字なのかと思うのですが、そこは何か矛盾を感じませんか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

職員数の管理につきましては、定数条例の中で定員管理を行っております。その中で必要な職員の上
限数が決まっております。実際面、294名の方は会計年度任用職員の数字でございますけれども、そこか
らその人数が職員数を増やすというところではありませんので、それはまた別の考え方になろうかと思
います。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） そのような硬直化した答弁になると、現状からずっと変えませんというふう
に聞こえてしまうのです。そうすると、先ほど言いましたように、今人手は足りないのです。ど
んどん民間のほうに人が流れていく、あるいは佐渡に残らないという現象につながっていくの
を私は懸念しているのです。例えば図書館司書、よその市町村、離島に比べて正規雇用はあ
まりにも少ないのです。佐渡、なぜそんなに割合少ないのかと。これ標準ではないと思うの
です。改善の余地がある職場、幾らもあると思えますけれども、そういう検討を始めませんか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

図書館司書につきましては、以前、図書館司書ということで専門職という形で募集をかけた経緯も
ございますが、現在におきましては一般職の中で図書館司書の資格を有する方というような形
で、あくまでも一般職の中で募集をさせていただいております。その中で司書に携わって
いただくこともございますし、場合によっては一般職の事務のほうにも回っていただ
いておる形でございます。逆に専門職だけを採用すると、もうそこしか配置できない
ということは、逆に言うと人事の硬直化にもつながりますので、そういった部分につ
きましては臨機応変な形で対応していきたいと考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） いろいろ人事、パズルのよう大変なのだろうと思うのですけれど
も、よその離島でできていることが佐渡でできないと思わないので、いろいろ仕組みを
研究していただけたらと思います。少しでも安定雇用につなげられるように、そして
資格持ちの高度な専門職の人が佐渡に残っていただけるように、もう少し研究して
いただけないでしょうか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

佐渡市として何が一番いいのかというのは当然、今ほど、議員がおっしゃられた意見も踏ま
えまして、きちんと研究していきたいなと思っております。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 今国家公務員が欠員というか、人材が不足している。県職も同
じ、欠員が出ているという状況です。佐渡市は欠員状況どうでしょうか。

○議長（近藤和義君） 中川総務部長。

○総務部長（中川 宏君） 御説明申し上げます。

欠員状況といいますか、採用職員の応募状況を見ていきますと、最近やはり応募される
方も少なくなってきました。減少傾向ということが見受けられます。それから、昨今
の状況を今ほど議員おっしゃられましたとおり、今までは国、県に行く方がおられな
かったのかもかもしれませんけれども、そういった人材

が不足というようなところの中では、そちらのほうに流れていっているというところで応募が少なくなっているという傾向もあろうかと思えます。その辺はまた工夫をしながら職員採用、それから魅力ある佐渡市というものをつくっていかねばいけないと考えております。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 恐らく仕事は増えて、でも本当に働き方が厳しいというのが、特に女性たちにとってはそこが大きいのかなと思うのです。佐渡からなかなか、では県の職員になりますとか、では国に行きますとか、地理的な要因で難しいと思うのですが、私は全般に公務員の仕事もだんだん魅力がなくなっていくと同じ現象が起きるのかな、ちょっと現象がなぜ起きているのか、私も分析できていないので、これ以上申し上げられないのですが、やはり公務員の仕事の魅力を増していく。増して、女性たちが今まで会計年度任用職員にやはり多く採用されているという現状は、ぜひ打破する方向で考えていただきたいと思えます。

次に、原発回帰へのグリーントランスフォーメーションの問題です。まず、このグリーントランスフォーメーションというのは、聞いていらっしゃる方々、よく分からないのかなと思えますけれども、国が省エネ、再エネ、様々の中に、もう一つ脱炭素ということで原発、原発というより原子力を使うということで、事実上原発を使うということで大きくかじを切っているのがこのグリーントランスフォーメーション基本方針です。このグリーントランスフォーメーションについての評価、市長にお伺いしたいなと思うのですが、これは日本国内の特有の事情によって、国際社会の流れとは別に、独自に生み出した方針です。私も、これどこの国でどんなふうになっているのかなと思って調べたら、なくて、日本しか引っかけなかったのが驚いたのです。これを岸田首相は5月のG7の広島サミットで気候変動の危機に対して脱炭素ということで紹介したのですが、参加国には理解されずに終わったということでした。理解されなかった主な理由というのは、このグリーントランスフォーメーションを推進することで、果たして2030年、これ2030年までの石炭火力電力をゼロにするというのはどこの国も目標にしていますけれども、それができるのかどうかということは、このGX、グリーントランスフォーメーションの中に載っていなかった。カーボンニュートラルと二酸化炭素がどれだけ削減できるかの数字、こういったものは、大事だったけれども、それが全然示されていなかったのが説明にならなかったということでした。

それに象徴されるように、計画の条件とか基準が曖昧で、それを示したばかりに、実際には、せっかくG7広島サミットで日本はこのグリーントランスフォーメーションやりますよって言ったけれども、理解を示されなかったということがありました。ちょっと今のお話聞いている感じでは、あまりその辺も御事情は、これニュースでもあまり報道しなかったところかなと思うのですが、それもこれも含めたてんまつのこのグリーントランスフォーメーションなのだとすることで、この推進に対しては今どんな感想を持っておられるか、お聞かせいただけますか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 日本は以前も化石賞をいただいたりしている国なので、石炭火力の問題という点は、やはり諸外国から見たときに大きな違和感を感じるのだろうなというのは、まず今議員のお話を聞いて思いました。この具体的な中身について、私自身まだ見ておるわけではございませんので、外国がどのように評価したかということは見えておるわけではございませんので、今議員のお話を聞いている限りは、思い

出したのはやっぱりそういう点でございます。

一方で、やはり大きな方向で、原発の問題はちょっと置いて、脱炭素の中でソーラー、風力を含めて総合的に取り組んでいく、その中に原子力も取り入れて、稼働年数も延ばしながら今やっているというのが現状かというふうに思っています。私自身、この資源のない国でございますので、エネルギーを、結果、円安と資源高、そして貿易赤字の中で日本がどんどん裕福さがなくなっていくというのも、この資源のない国としては残念だというふうに考えております。その中で、どうやってこの資源のない国からエネルギーを供給していくのかということを考えていくというのは、非常に脱炭素の取組と併せて取り組むというのは重要だと思っておりますので、そういう点の最初の本当にスタートという考え方を国が示したのかなというふうに理解をしておりました。

○議長（近藤和義君） 荒井眞理君。

○13番（荒井眞理君） 私が市長だったら同じように悩むのかなというふうにも思います。

ただし、このグリーントランスフォーメーションを研究した方々の論文というか研究の発表が、簡単な発表ですけれども、お二方を読んだのですけれども、これは結局日本固有のと言われるのは、日本の経済界の中の経済をどう回すかというのが実は優先されているのだと。だから、本当はもっとできる省エネとか、新しいエコな発電とか、そういうところにチャレンジをしていないという指摘があります。国内でも、そういう研究者を含め、環境組織や市民のグループからパブリックコメントで問題点が多く指摘されました。それは当然かなと思います。この関連法が成立するときには、野党の政党からも断固反対の強い抗議がなされています。私は、今この時代に気候変動の危機に対して世界で一丸となってやっぱり達成するという、この二酸化炭素削減の保障をしないで日本の政策に数字を示さなかったわけです。国際社会から失望されたことは強く遺憾であるということをおもいます。私の評価、厳しいです。やっぱりそういうことで世界と足並みをそろえて一丸となれないのだったらば、私は税金を投入するべきではないというふうに厳しく思っています。

さて、このグリーントランスフォーメーションの、佐渡にとって一番問題なのは、佐渡は脱炭素で一生懸命これから先行地域、とはいえ建物だけですけれども、やろうということで手挙げていますが、このグリーントランスフォーメーションの佐渡にとって一番の問題は、堂々と原子力発電を電源にすることが書かれていることです。2011年に原発事故に遭って事故処理も避難生活も終わっていない日本が、原発を電源にすると岸田政権が方針出したこと。もう一つは、知事も新潟県独自の3つの検証も科学的見地を排除するような形で曖昧になりそうということも懸念されています。これらの問題が差し迫っている今、原発政策は山場を迎えているとも言われています。渡辺市長は最低でもせめて柏崎刈羽原発の再稼働は諦めてくださいという声を大きくして訴えていただきたいと思いますが、その覚悟はありますか。

○議長（近藤和義君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今、様々な情報を聞いて、すみませんが、これニュースを聞いておきますと、基本的に新潟県全体で、まだ東京電力における柏崎刈羽発電所の再稼働というのは認めないというふうな形で全体意向が動いているという認識、私自身は感じております。そういう点も踏まえまして、まず地元の市町村からしっかりと議論をして、問題、課題を今挙げている最中でございますので、やっぱり私自身はそういうものをしっかり見ながら、本当に安全性を担保できるのかと、今議員から指摘あったように、そう

いう点をもっと明らかにした上で判断をすべきだと考えております。今地元、新潟県が判断しているところでございますので、その推移をしっかりと見守っていくというのが今の私の立場でございます。

○議長（近藤和義君） 荒井真理君。

○13番（荒井真理君） 安全性が担保できるかというところが一番難しいところです。それは、この基準だったらいいですよとか、基準によって、これで安全ですという結論が変わってしまうという、そういう恐ろしさを持っているかと思えます。

それから、これは余計なことですけども、例えば最近毎週のように殺人事件だとか、もう昨日も自衛隊の研修生が殺さなくてもいい方まで殺してしまうという事件が起きています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番（荒井真理君） 殺さなくていい方を殺しているということです。

人の命に対する尊厳というものがない中、社会的インパクトがあればいいという考えなのか分かりませんが、昨年の、分かりません、安倍元総理を銃撃したことから、あっと思って火がついてしまったのか、何か日本は今ちょっとおかしいかなと。そういう意味では、安全性の基準があるかないかは別に、私は社会的インパクトがあるからということでテロのようなことをこれから起こす人が出てくるのではないかと、そんなようなことも私は慎重に考えなければいけないかなと思っています。

それで、私は渡辺市長にはぜひ、こういうことで何があっても柏崎刈羽原発の再稼働はやめていただきたいというエールを送りたいと思っています。それは、佐渡は越佐海峡に自慢のナンバンエビがあって、そしてベニズワイガニが取れて、そして海洋深層水とその海洋深層水で取れるコンブがあると。これ珍しいですね。野山には、島民が汗を流して守ってきた生物多様性の誇り高い世界農業遺産があり、美しい空、つまり空気がきれいだということです。美しい空にはトキが舞っている。そして、ミカンからリンゴまで取れる。世界でこれはオンリーワンの島だと私は思うのです。このすばらしいオンリーワンの島を、世界中の皆さん……

○議長（近藤和義君） 以上で荒井真理君の一般質問は終わりました。

日程第2 議案第66号

○議長（近藤和義君） 日程第2、議案第66号 除雪機械購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第66号 除雪機械購入契約の締結についてを上程させていただきます。

本案は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に指定されている市道除雪路線などへ配備予定の除雪機械につきまして、6月8日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） これより質疑に入ります。

議案第66号 除雪機械購入契約の締結についての質疑を許します。質疑はありますか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） このドーザの11トン級というのは、このメーカーしかないということはないですね。何を言いたいかというと、入札辞退者は5人でしょう。入札参加者が2名になってやったという形になっているのかなと思うのだけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（近藤和義君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

除雪機械、この11トン級というのは国土交通省の11トン級ということで、メーカーを指定したものではないです。入札参加の指名業者につきましては、佐渡にある業者のほうを指名させていただいて、そのうち2社が応札に応じたということでございます。

以上でございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、こういったタイプになると大体決まってくるでしょう。TCMだとか、コマツだとか、そういうメーカーになって。例えばここに入っている自動車販売の何かというのはあるのですか、このメーカー。結果として、こういうものというのは特殊だから、一般自動車メーカーみたいなどころにはないのではないかと聞いてみたいのだけれども。そうすると、結果的には呼ばれても辞退するしかないのではないかと聞いてみたいのだけれども。

○議長（近藤和義君） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木雅彦君） 御説明いたします。

これ物品販売ということで取扱いがありまして、要はメーカーから買うものではなくて、そこで販売店から11トン級を買うということで指名のほうをさせていただいております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第66号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は、お手元に配付した委員会追加付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（近藤和義君） 本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月23日金曜日午後1時30分から議案の採決など、今期定例会最終日の議事を行います。本日はこれにて散会をいたします。

午後 4時19分 散会